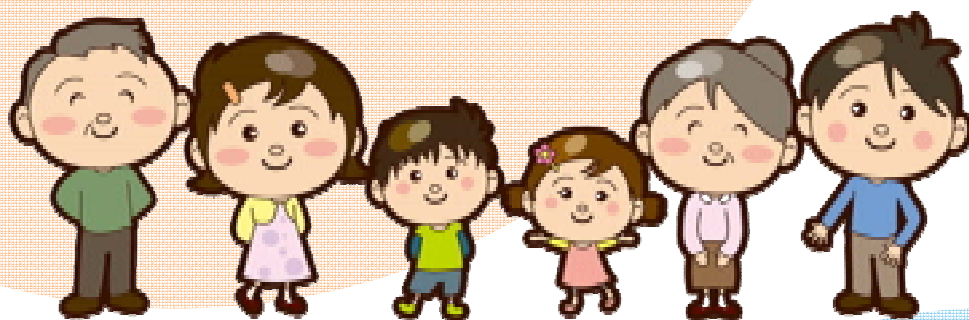


令和8年度



集落・町民・企業支援  
ガイドブック



南会津町



※ = 国県等による支援事業  
 (新) = 新規事業

## 集落（行政区）・町民（個人・団体）に対する支援事業

### ◆ コミュニティ

元気のでる地域づくり支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 頁  
 ※ 地域創生総合支援事業（サポート事業）～ 一般枠 ～・・・・・・・・ 2 頁  
 ※ 地域創生総合支援事業（サポート事業）～ 過疎・中山間地域活性化枠 ～・・・ 3 頁  
 ※ コミュニティ助成事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 頁

### ◆ 生活環境

有害鳥獣被害防止対策事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 頁  
 鳥獣被害防止施設資材貸与事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 頁

## 集落（行政区）に対する支援事業

### ◆ コミュニティ

集落応援交付金事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 頁  
 集落担当職員配置制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8 頁  
 集落集会施設建設補助金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 頁

### ◆ 生活環境

防犯灯設置補助金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10 頁  
 ごみ集積所ボックス整備事業補助金・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11 頁

### ◆ 農林業

集落維持発展支援事業補助金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12 頁  
 ※ 多面的機能支払事業補助金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13 頁  
 ヤマザクラ地区育樹管理事業補助金・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14 頁  
 林道等維持集落活動支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15 頁

## 町民（個人・団体）に対する支援事業

### ◆ 生活環境

テレビ難視聴地域解消事業費補助金	16頁
防災行政無線戸別受信機貸与事業	17頁
高齢者世帯等除雪支援事業	18頁
合併処理浄化槽設置整備事業補助金	19頁
住宅用太陽光発電システム等設置費補助金	20頁
危険空き家等除却事業補助金	21頁
定住促進すまいる補助金	22頁
木造住宅耐震診断促進事業	23頁
木造住宅耐震改修促進事業	24頁
ブロック塀等改修助成事業	25頁

### ◆ 福祉・健康

はり・きゅう・マッサージ等施術所利用者助成事業	26頁
温泉施設利用助成事業	27頁
元気でゆうゆう温泉等利用助成事業	28頁
高齢者にやさしい住まいづくり助成事業	29頁
生活支援ショートステイ事業	30頁
自立支援ホームヘルプサービス事業	31頁
車いす同乗軽自動車貸出事業	32頁

### ◆ 結婚・出産・子育て

縁結びサポーター事業	33頁
⑨ マッチングアプリ利用料補助金	34頁
新婚生活エール事業	35頁
妊娠・出産21プロジェクト事業	36頁
不妊治療費・不育治療費助成事業	37頁
妊産婦医療費助成事業	38頁
パパママ応援交付金事業	39頁
保育所入所応援助成金事業	40頁
ベビーシート等貸与事業	41頁
子ども医療費助成事業	42頁
風しん予防接種等費用助成事業	43頁
子どもインフルエンザ予防接種費用助成事業	44頁

## ◆ 農林業

※ 中山間地域等直接支払交付金	45頁
環境保全型農業直接支払交付金	46頁
農業等振興事業補助金	47頁
新規就農者支援事業補助金	48頁
チャレンジ農業支援事業補助金	49頁
林業従事者応援事業	50頁
町産材利用住宅促進事業補助金	51頁
きとねイベント事業補助金	52頁
⑨町産木質資源利用促進事業補助金	53頁

## ◆ その他

会津・野岩鉄道利用促進事業補助金	54頁
運転免許証自主返納者支援事業	55頁
奨学資金貸与事業	56頁
スポーツ大会出場選手激励金	57頁
各種大会等出場費補助金	58頁
まちづくり出前講座	59頁
多言語パートナー登録制度	60頁

## 企業（個人・法人）に対する支援事業

### ◆ 企業支援・就労対策

中心市街地にぎわいづくり事業補助金	61頁
新規創業者支援事業補助金	62頁
空き店舗開業支援事業補助金	63頁
経営拡大支援事業補助金	64頁
産業力強化支援事業補助金	65頁
⑨資格取得支援事業補助金	66頁
⑨事業承継奨励金	67頁
企業立地促進奨励金	68頁
信用保証振興資金融資制度信用保証料補給金	69頁
林業雇用促進事業補助金	70頁

## ◆コミュニティ

## 元気でる地域づくり支援事業

## 事業の目的・趣旨

地域力の維持・強化を目的として、地域住民が主体的に行う発展性・持続性の高い事業に対して補助金を交付する事業です。

## 支援の対象となる事業

## 【共通要件】

地域住民が自発的かつ創造的に実施する事業で、地域性、先駆性、他の団体との連携などの特性を有する事業が対象です。

事業を継続する場合は、明確な事業計画の策定が必要です。

## 支援の対象者

町内に住所のある方が5人以上で構成され、町民が半数以上で組織された団体  
【一般枠】地域づくり活動を行う団体、NPO法人、運営委員会など。

【集落枠】集落や集落から発展した団体で、その構成員の半数以上が事業の対象となる集落に居住する団体

【若者枠】構成員の半数以上が18歳以上40歳未満の団体

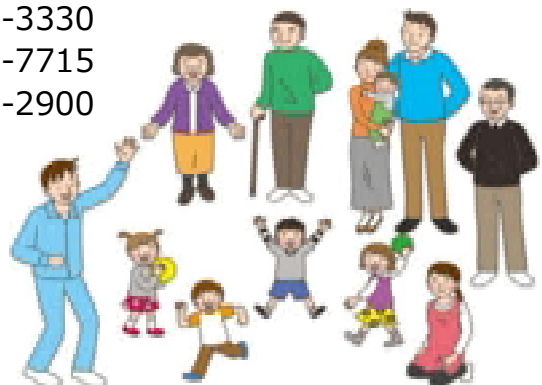
## 支援の内容

区分	補助率	限度額
一般枠・集落枠	補助対象事業費の	50万円
若者枠	8/10以内	100万円

※国や県などの補助事業を受けている場合は、その補助金額を差し引いた額を補助対象事業費とします。

## 問い合わせ先(担当部署)

総合政策課 地域振興係                      Tel.0241-62-6210  
 館岩総合支所振興課 企画観光係        Tel.0241-78-3330  
 伊南総合支所振興課 企画観光係        Tel.0241-76-7715  
 南郷総合支所振興課 企画観光係        Tel.0241-72-2900



◆コミュニティ

**福島県地域創生総合支援事業(サポート事業)**  
**～ 一般枠 ～**

**事業の目的・趣旨**

住民主体の個性と魅力にあふれる地域づくりの推進に寄与することを目的として、民間団体が行う地域振興の取組に対して補助金を交付する事業です。

**支援の対象となる事業**

地域の課題を踏まえ、地域の特性を生かして行う広域的な視点に配慮された事業や、先駆的・モデル的な事業が対象です。

**支援の対象者**

地域づくりに関する事業を実施する民間団体(実行委員会など。)

**支援の内容**

区分	補助対象事業費の下限	補助率	補助金上限
一般事業	50万円以上	2/3以内	500万円
地域間交流事業※	50万円以上	2/3以内	700万円

※地域間交流事業とは、主な事業活動場所となる振興局管内以外の特定の地域や団体との交流事業

**問い合わせ先(担当部署)**

**【県担当部署】**

南会津地方振興局 企画商工部 地域づくり・商工労政課 TEL0241-62-5265

**【町担当部署】**

総合政策課 地域振興係 TEL0241-62-6210

舘岩総合支所振興課 企画観光係 TEL0241-78-3330

伊南総合支所振興課 企画観光係 TEL0241-76-7715

南郷総合支所振興課 企画観光係 TEL0241-72-2900



◆コミュニティ

**福島県地域創生総合支援事業(サポート事業)**  
**～ 過疎・中山間地域活性化枠 ～**

**事業の目的・趣旨**

元気で賑わいのある地域づくりを目指し、集落などが行う地域の再生・活性化の取組に対して補助金を交付する事業です。

**支援の対象となる事業**

- 【集落等】①集落等再生事業(単なる維持修繕は除く。)  
 ②集落等再生計画策定事業  
 【民間企業・協定団体】③スタートアップ支援事業(収益事業)

**支援の対象者**

集落課題の解決や地域づくりに関する事業を実施する集落

**支援の内容**

区分	補助対象事業費の下限・補助率等	補助金上限
①集落等再生事業	25万円以上で4/5以内	500万円
②の計画に基づく事業の実施	100万円まで10/10以内	500万円
	100万円を超える額は4/5以内	
②集落等再生計画策定事業	下限は設けず10/10以内	30万円
③スタートアップ支援事業	20万円以上で9/10以内	300万円

**問い合わせ先(担当部署)**

【県担当部署】

南会津地方振興局 企画商工部 地域づくり・商工労政課 TEL0241-62-5265

【町担当部署】

総合政策課 地域振興係 TEL0241-62-6210  
 舘岩総合支所振興課 企画観光係 TEL0241-78-3330  
 伊南総合支所振興課 企画観光係 TEL0241-76-7715  
 南郷総合支所振興課 企画観光係 TEL0241-72-2900



◆コミュニティ

**コミュニティ助成事業  
（（一財）自治総合センター実施事業）**

**事業の目的・趣旨**

地域のコミュニティ活動の充実・強化を図ることで、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与することを目的に、コミュニティ活動に必要な備品や集会施設の整備などに対して助成する事業です。

**支援の対象となる事業**

区分	事業内容
一般コミュニティ助成事業	コミュニティ活動に直接必要な設備の整備
コミュニティセンター助成事業	コミュニティ活動に必要な集会施設の建設や大規模修繕
地域防災組織育成助成事業	地域の防災活動に直接必要な設備などの整備

**支援の対象者**

町が認めるコミュニティ組織（集落など。）

**支援の内容**

区分	補助率	助成額
一般コミュニティ助成事業	10/10 以内	100～250 万円
コミュニティセンター助成事業	3/5 以内	限度額 1,500 万円
地域防災組織育成助成事業	10/10 以内	30～200 万円

**問い合わせ先(担当部署)**

総合政策課 地域振興係	TEL0241-62-6210
舘岩総合支所振興課 企画観光係	TEL0241-78-3330
伊南総合支所振興課 企画観光係	TEL0241-76-7715
南郷総合支所振興課 企画観光係	TEL0241-72-2900



◆生活環境

## 鳥獣被害防止対策事業

### 事業の目的・趣旨

鳥獣による農作物などへの被害を防止し、農業生産者の生産意欲の向上と経営安定を図ることを目的とします。

### 支援の対象となる事業

鳥獣被害防止対策に必要な機材などの購入経費を対象とします。

### 支援の対象者

鳥獣から被害を受けている、または鳥獣から被害を受ける恐れのある個人、農業法人等または地区

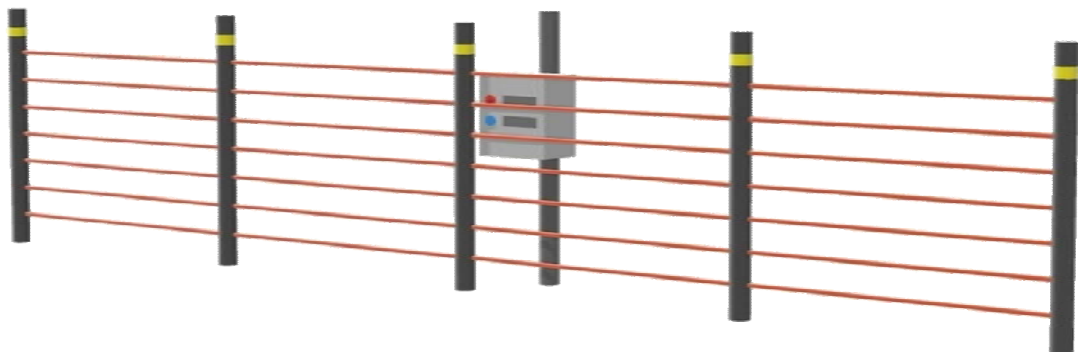
※地区の場合は、地区住民の合意形成や協力体制が整えられている必要があります。

### 支援の内容

対象事業名	補助率		
	個人	農業法人等	地区
電気柵等	設置材料購入費の50% (上限15万円)	設置材料購入費の50% (上限30万円)	被害防除対策費の70% (上限70万円)
防護ネット	設置材料購入費の50% (上限10万円)	設置材料購入費の50% (上限20万円)	
柵の修繕	修繕材料購入費の50% (上限5万円)	修繕材料購入費の50% (上限10万円)	修繕材料購入費の70% (上限20万円)
追払い花火	花火購入費の50% (上限3万円)	花火購入費の50% (上限10万円)	材料購入費の70% (上限30万円)

### 問い合わせ先(担当部署)

農林課 林政係	TEL0241-62-6220
館岩総合支所振興課 農林建設係	TEL0241-78-3340
伊南総合支所振興課 農林建設係	TEL0241-76-7716
南郷総合支所振興課 農林建設係	TEL0241-72-2113



◆生活環境

## 鳥獣被害防止施設資材貸与事業

### 事業の目的・趣旨

鳥獣が集落内に出没し、住宅周辺の農地や農作物などに与える被害の防止に向けた、組織的な取り組みによる侵入防止柵の整備を支援するため、資材などを貸与する事業です。

### 支援の対象となる事業

鳥獣被害防止対策のため集落環境診断を実施し、集落内の地域住民が共同で設置管理する侵入防止柵などの資材を貸与します。

### 支援の対象者

鳥獣被害防止対策のため集落環境診断を実施し、土地所有者および受益者の合意形成が図られた集落

### 支援の内容

【集落単位での実施】

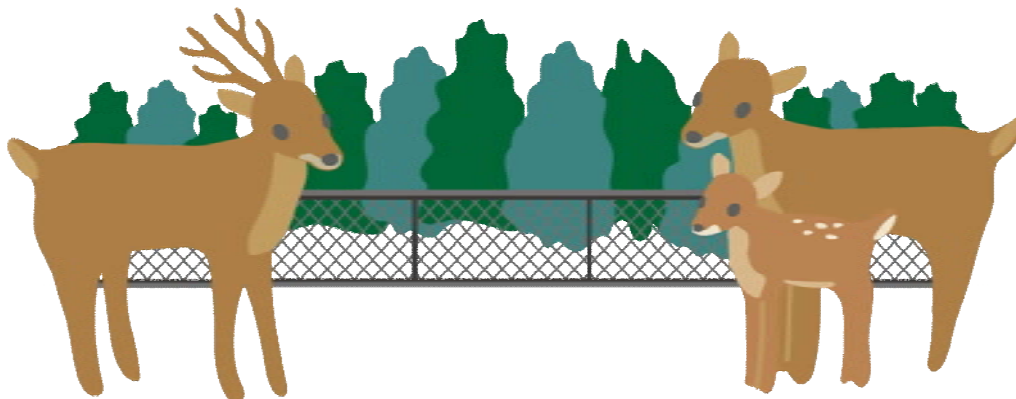
- ・電気柵 . . . . . 貸与期間 8年
- ・ワイヤーメッシュ柵 . . . . . 貸与期間 14年
- ・複合柵 . . . . . 貸与期間 14年

資材の貸与のみで設置や管理は集落が実施します。

貸与期間中の修繕や維持管理等に係る経費は集落の負担になります。

### 問い合わせ先(担当部署)

農林課 林政係	Tel0241-62-6220
舘岩総合支所振興課 農林建設係	Tel0241-78-3340
伊南総合支所振興課 農林建設係	Tel0241-76-7716
南郷総合支所振興課 農林建設係	Tel0241-72-2113



◆コミュニティ

## 集落応援交付金事業

### 事業の目的・趣旨

地域の自主的かつ主体的な住民自治活動の推進と集落機能の維持強化を図ることを目的に、各集落が実施した事業数に応じて交付金を交付する事業です。

### 支援の対象となる事業

次の事業の実施が条件です。

区 分	事 業 内 容	実施数
特別事業	集落の課題解決を目的とした事業	1事業以上
一般事業	集落のコミュニティ活動の維持・継続を目的とする事業	3事業以上
特別交付金	地区住民の所得向上やごみ減量化の取り組みなどの、先進的な事業	

### 支援の対象者

町内の全集落

※区長が存在し、区の会計を有して集落活動を行っている集落を1集落とします。

### 支援の内容

区 分	交付金額	備 考
特別事業	1事業につき8万円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業数に応じて交付金を加算(限度額20万円)</li> <li>・高齢化率が50%を超える集落には限定交付金を追加交付</li> </ul>
一般事業	1事業につき5千円	
特別交付金	1集落10万円	上限4集落

### 問い合わせ先(担当部署)

総合政策課 地域振興係	TEL0241-62-6210
舘岩総合支所振興課 企画観光係	TEL0241-78-3330
伊南総合支所振興課 企画観光係	TEL0241-76-7715
南郷総合支所振興課 企画観光係	TEL0241-72-2900



◆コミュニティ

## 集落担当職員配置制度

### 事業の目的・趣旨

地域住民と行政による協働のまちづくりを推進し、集落の課題解決や地域活性化の取組を支援するため、各集落（区長などを設置している集落）を担当する町職員を配置します。

行政手続きに関する書類作成の補助や事業へのアドバイスなど、集落が取り組む事業を支援します。

### 支援の対象者

全集落（全集落に担当職員を配置しますので、必要に応じてお声かけください。）

### 支援の内容

- ①集落と行政との定期的な連絡調整や相談業務
- ②各種申請書や実績報告書などの作成補助
- ③行政情報などの提供
- ④集落の情報収集に関すること。
- ⑤その他、集落活動の推進に関すること。

※事業などの実施主体はあくまでも集落です。担当職員が企画から実動までを担うものではありません。

※事業の取組に向けたアドバイスや、書類作成などの事務的な支援が役割です。

### 問い合わせ先(担当部署)

総合政策課 地域振興係 Tel0241-62-6210



◆コミュニティ

## 集落集会施設建設補助金

### 事業の目的・趣旨

集落が事業主体となり、集落が所有する集会所の新築や増改築等にあたり、その事業費に対して補助金を交付します。

### 支援の対象となる事業

- ①集会所を補修改善する工事
- ②集会所の新築または増改築工事
- ③集会所に附帯する環境整備工事

### 支援の対象者

集落所有の集会所を有する集落  
 ※町と指定管理施設の運営に関する協定を締結している集会所は対象外です。

### 支援の内容

対象事業	補助対象事業費	補助率	対象外経費
補修改善工事	15万円以上	50%以内	器具等の設備費
新築・増改築工事	—	50%以内 (限度額 1,000万円)	用地買収費及び 器具等の設備費
附帯する環境整備工事	30万円以上	50%以内 (限度額 500万円)	用地買収費

※高齢化率による補助率加算あり。

### 問い合わせ先(担当部署)

総合政策課 地域振興係	TEL0241-62-6210
館岩総合支所振興課 企画観光係	TEL0241-78-3330
伊南総合支所振興課 企画観光係	TEL0241-76-7715
南郷総合支所振興課 企画観光係	TEL0241-72-2900



◆生活環境

## 防犯灯設置補助金

### 事業の目的・趣旨

夜間における犯罪の発生防止と通行の安全を図ることを目的に、各集落が防犯灯を設置する際の経費に対して補助金を交付する事業です。

### 支援の対象となる事業

防犯灯の新設または更新に係る経費が対象です。

### 支援の対象者

防犯灯を新設または更新する集落（行政区）

### 支援の内容

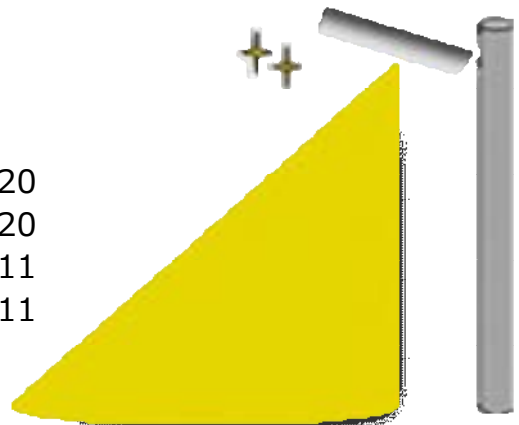
区 分	種 類		補助金の額	限度額 (1灯当たり)
既設柱式	新設	ソーラー街路灯	設置費の1/2以内 (100円未満切捨て)	50,000円
		LED式		35,000円
		LED式以外		15,000円
	更新	LED式		30,000円
		LED式以外		10,000円
ポール式	新設	ソーラー街路灯	65,000円	
		LED式	40,000円	
		LED式以外	25,000円	
ポール更新				15,000円

※新設とは現状の防犯灯数を増やすことであり、既設の電力柱などへの設置や、新たに専用ポールを建てて設置するもの。

※更新とは、設置から10年以上が経過した既設の防犯灯を、老朽化などにより取り替えること。

### 問い合わせ先(担当部署)

住民生活課 消防交通係 TEL0241-62-6120  
 館岩総合支所町民課 総務係 TEL0241-78-3320  
 伊南総合支所町民課 総務係 TEL0241-76-7711  
 南郷総合支所町民課 総務係 TEL0241-72-2111



◆生活環境

## ごみ集積所ボックス整備事業補助金

### 事業の目的・趣旨

町内に設置されたごみ集積所の、ごみの散乱の防止や秩序あるごみの排出により、公衆衛生の向上および生活環境の保全を目的に、ごみ集積施設（ボックス）の整備に係る経費に対して補助金を交付します。

### 支援の対象となる事業

次に掲げる条件を満たして、ごみ集積施設を整備する経費が対象となります。

- ①申請年度内に整備が完了すること。
- ②交通及び衛生上支障のない土地であり、地権者及び近隣住民の承諾を得ること。
- ③雨天や強風などの悪天候に耐えうる構造であること。
- ④地区の責任のもと、適正な維持管理に努めること。
- ⑤更新は、修繕によりごみ集積施設としての機能を維持、回復がすることが困難と認められる場合のみ対象とする。

### 支援の対象者

ごみ集積施設を整備する集落（行政区）

### 支援の内容

区 分	補助金額	限度額	備 考
新設・増設・更新	1/2以内	10万円	
修繕（2万円以上）	1/2以内	5万円	

※予算の範囲内で補助します。

※申請が多数の場合は、緊急性などを考慮して対象を決定します。

### 問い合わせ先(担当部署)

環境水道課 環境衛生係	TEL0241-62-6140
舘岩総合支所振興課 農林建設係	TEL0241-78-3340
伊南総合支所振興課 農林建設係	TEL0241-76-7717
南郷総合支所振興課 農林建設係	TEL0241-72-2114



◆農林業

## 集落維持発展支援事業補助金

### 事業の目的・趣旨

農地、農業用施設、水利環境などの保全と質的向上を目的として、集落が自主的かつ共同で取り組む水路および農道などの、農地農業用施設の維持修繕や遊休農地の解消、有害鳥獣被害対策に係る事業に対して補助金を交付する事業です。

### 支援の対象となる事業

農地農業用施設などの堆積土砂の撤去や破損施設の修繕、遊休農地の解消、有害鳥獣被害対策など、集落内の地域住民が共同で実施する事業を対象とします。

### 支援の対象者

水路や農道などの農地農業用施設の維持修繕や遊休農地の解消、有害鳥獣被害対策を行う集落

### 支援の内容

区 分	補助対象事業	補助率	限度額
水 路	泥上げ、施設修繕、素掘り水路改良、水路橋塗替え	事業によって異なります。	各事業 70万円
農 道	砂利補充、側溝泥上げ、施設修繕、素掘り側溝改良、簡易舗装		
農 地	ほ場改良、遊休農地解消、有害鳥獣対策（材料費以外の経費）		
取水施設	堆積土砂撤去、ゲート設置、施設修繕		
間伐材利用	農業用施設への防護柵などの設置		

### 問い合わせ先(担当部署)

農林課 農林土木係	TEL0241-62-6220
舘岩総合支所振興課 農林建設係	TEL0241-78-3340
伊南総合支所振興課 農林建設係	TEL0241-76-7716
南郷総合支所振興課 農林建設係	TEL0241-72-2113



◆農林業

## 多面的機能支払事業補助金

### 事業の目的・趣旨

地域ぐるみで農地や農業用施設（農業用排水路、農道、頭首工、ため池など。）の保全管理を行い、共同活動や施設の長寿命化を目的とした活動や事業に対して補助金を交付する事業です。

### 支援の対象となる事業

農地、水路などの資源の日常の管理（農地法面の草刈り、水路の草刈り、泥上げ、農道の砂利補充など。）と、農村環境の向上に資する活動（水質保全、施設の軽微な補修、景観形成、生態系保全、有害鳥獣被害対策など。）が対象です。

### 支援の対象者

個人の農業者、自治会、消防団、婦人会、老人会などが参加する活動組織

### 支援の内容

区 分	内 容	交付金額
農地維持支払 交付金	遊休農地発生防止、農地法面・水路・農道の草刈り、水路・農道側溝泥上げなどの地域資源の保全活動	田：3,000 円/10 a 畑：2,000 円/10 a 草地：250 円/10 a
資源向上支払 交付金	①水路・農道などの軽微な補修 ②植栽による景観形成などの農村環境の良 好な保全 ③農業用水の水質調査、生きもの調査 ④有害鳥獣被害対策に係る活動	田：2,400 円/10 a 畑：1,440 円/10 a 草地：240 円/10 a

※多面的機能の更なる増進活動（遊休農地の有効活用など。）への加算措置

田：400 円/10a、畑：240 円/10a、草地：40 円/10a

※農地・水保全管理支払を含め5年以上実施した地区は、「資源向上支払」及び「多面的機能の更なる増進活動」の単価が上記単価の75%（3/4）となります。

### 問い合わせ先(担当部署)

農林課 農林土木係	Tel0241-62-6220
館岩総合支所振興課 農林建設係	Tel0241-78-3340
伊南総合支所振興課 農林建設係	Tel0241-76-7716
南郷総合支所振興課 農林建設係	Tel0241-72-2113



## ◆農林業

## ヤマザクラ地区育樹管理事業補助金

## 事業の目的・趣旨

自然豊かな森林の再生、地域の振興と交流人口の拡大を目的としたヤマザクラ1万本の里づくり事業により、各地区が植樹したヤマザクラ苗木の育樹管理のための経費に対して補助金を交付する事業です。

## 支援の対象となる事業

地区で実施するヤマザクラ苗木の育樹管理における次の作業が対象です。

作業内容	回数	実施時期
施 肥	年1回	5～7月
下 刈	年1回	6～9月
害虫駆除	年1回	6～9月
雪 囲い	年1回	11～12月
枯損木の本数確認	年1回	10～12月

※作業に必要な資材や材料費は、地区が準備するものとします。

## 支援の対象者

ヤマザクラ1万本の里づくり事業により、ヤマザクラ苗木を過去3年間に50本以上を植樹した地区

## 支援の内容

補助金額：2,000円/本（上限40万円）

補助期間：植樹の翌年から3年間

## 問い合わせ先(担当部署)

農林課 林政係	TEL0241-62-6220
舘岩総合支所振興課 農林建設係	TEL0241-78-3340
伊南総合支所振興課 農林建設係	TEL0241-76-7716
南郷総合支所振興課 農林建設係	TEL0241-72-2113



◆農林業

## 林道等維持集落活動支援事業

### 事業の目的・趣旨

集落に存在する林道などで、地域住民の協働による側溝の土砂上げ、草刈りなどの維持管理に取り組むことにより、車や通行人の安全確保および林道災害の未然防止に努めることを目的とします。

### 支援の対象となる事業

地区で実施する次の作業が対象です。

対象作業	作業内容
①側溝の土砂上げ	側溝や路側に堆積した土砂の撤去
②草刈り	林道等の両脇 0.5m～1.0m
③路面の整備	洗掘された未舗装路の整備など
④支障木の除去	林道等上に張り出した支障木の伐採

※1地区あたり1路線ごとに年1回とします。

### 支援の対象者

町が管理している林道等が存在する地区

### 支援の内容

申請年度における補助金総額は、1路線あたり最大50万円とし、対象作業を複数選択して実施することも可能です。

補助金額	注意
<ul style="list-style-type: none"> <li>●作業機械持ち込み</li> <li>①刈払い機 1,000円/時間</li> <li>②チェーンソー 1,000円/時間</li> <li>③運搬自動車 1,000円/台</li> <li>④個人所有重機 10,000円/日</li> <li>●労務費 1,000円/時間</li> <li>●原材料費</li> <li>砂利、骨材、レミファルト等</li> <li>●重機オペレーター 3,000円/時間</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①整備実施後、3年以内に間伐等の森林整備を行うことが条件です。</li> <li>②路面整備、支障木除去を業者に委託する場合でも、地区住民と協働で実施することとし、作業に参加する方の保険加入が条件です。</li> </ul>

### 問い合わせ先(担当部署)

農林課 林政係	TEL0241-62-6220
館岩総合支所振興課 農林建設係	TEL0241-78-3340
伊南総合支所振興課 農林建設係	TEL0241-76-7716
南郷総合支所振興課 農林建設係	TEL0241-72-2113



## ◆生活環境

## テレビ難視聴地域解消事業費補助金

## 事業の目的・趣旨

地理的条件等によりテレビ放送の受信が困難な地域の解消を目的に、難視聴地域解消事業の経費に対して補助金を交付する事業です。

## 支援の対象となる事業

難視聴地域の解消を図るため、テレビ共聴受信施設組合が共聴施設を設置、改修する事業を対象とします。

## 支援の対象者

テレビ共聴受信施設組合

## 支援の内容

補助金額 = 総事業費 - (国等の補助金等の額 + (加入世帯数 × 35,000 円))

※算出された金額に 1,000 円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた額が補助金額になります。

※テレビ共聴受信施設組合の負担は、事業費に関わらず加入世帯数×35,000 円と 1,000 円未満の端数になります。

## 問い合わせ先(担当部署)

総合政策課 広報情報係	TEL0241-62-6210
館岩総合支所振興課 企画観光係	TEL0241-78-3330
伊南総合支所振興課 企画観光係	TEL0241-76-7715
南郷総合支所振興課 企画観光係	TEL0241-72-2900



## ◆生活環境

## 防災行政無線戸別受信機貸与事業

## 事業の目的・趣旨

自然災害や火災に関するさまざまな情報、その他町からの行政情報に関して円滑な通信を確保するために、防災行政無線の戸別受信機を貸与する事業です。

## 支援の対象となる事業

## 【設置基準】

町内に居住する方の住居、公共施設、公共団体や会社などの法人の施設、町内の事業所などに設置する場合は対象です。

## 支援の対象者

設置基準に該当する住居の居住者、各種施設や事業所の代表者など。

## 支援の内容

- ・受信機の機器類は無償貸与し、保守管理費用は町が負担します。
- ・通常要する管理費（電気料、電池代、移転費など。）は、使用者の負担とします。

## 問い合わせ先(担当部署)

住民生活課 消防交通係	TEL0241-62-6120
舘岩総合支所町民課 総務係	TEL0241-78-3320
伊南総合支所町民課 総務係	TEL0241-76-7711
南郷総合支所町民課 総務係	TEL0241-72-2111



## ◆生活環境

## 高齡者世帯等除雪支援事業

## 事業の目的・趣旨

高齡者世帯等の生活の安全確保、社会参加の促進及び福祉の増進を図ることを目的に、冬期間自宅に居住する高齡者世帯等で自力等では除雪が困難な世帯に対し、除雪に要する経費の一部を支援する事業です。

## 支援の対象となる事業

屋根の雪下ろしを含む自宅敷地内の除雪作業を対象とします。  
※集合住宅（アパート・長屋）、車庫・倉庫・蔵は対象外です。

## 支援の対象者

- ・申請時の満年齢が70歳以上のひとり暮らし高齡者世帯または70歳以上の高齡者のみで構成される世帯。なお、障がい者及び母子並びに避難者との同居を含みます。
  - ・障がい者（障害者手帳もしくは療育手帳または、精神福祉手帳の所持者）のみで構成される世帯または主たる生計者が障がい者の世帯
  - ・母及び18歳未満の子どものみで構成される世帯（母子家庭）
  - ・避難者のみで生活している世帯
- ※町内の同一地域に住む親族（2親等以内）の税法上の扶養になっている世帯は対象外です。

## 支援の内容

- ・A階層（住民税所得割非課税世帯）⇒ 当該除雪に係る経費の90%を支援します。（残りの10%は個人負担になります。）
- ・B階層（住民税所得割課税世帯）⇒ 当該除雪に係る経費の50%を支援します。（残りの50%は個人負担になります。）

## 問い合わせ先(担当部署)

健康福祉課 社会福祉係	Tel0241-62-6170
館岩総合支所町民課 住民係	Tel0241-78-3325
伊南総合支所町民課 住民係	Tel0241-76-7713
南郷総合支所町民課 住民係	Tel0241-72-2225



## ◆生活環境

## 合併処理浄化槽設置整備事業補助金

## 事業の目的・趣旨

合併処理浄化槽設置整備を促進し、生活排水による河川や用排水路などの水質汚濁を防止することを目的に、合併処理浄化槽の設置などにかかる費用の一部を助成する事業です。

## 支援の対象となる事業

合併処理浄化槽の新設や、既存の単独処理浄化槽または汲み取り便槽の撤去などにかかる費用を対象とします。

## 支援の対象者

浄化槽設置整備事業区域で、次のいずれかの事業を実施する方

- ①合併処理浄化槽の新設
- ②同一敷地内で既存の単独処理浄化槽または汲み取り便槽を撤去して、合併処理浄化槽を新設

※浄化槽設置整備事業区域以外でも対象となる場合がありますので、詳しくは環境水道課環境衛生係までご相談ください。

## 支援の内容

区 分		補助金額・限度額	備 考
新 設	専 用 住 宅	5人槽 509,000円～ 51人槽以上 2,979,000円	補助金額は設置人槽によって変わります。
	専用住宅以外	5人槽 414,000円～ 51人槽以上 2,429,000円	
合併処理浄化槽への転換に伴う撤去	単独処理浄化槽	限度額 150,000円	新築および更地にした上での建替えでない専用住宅に限ります。
	汲み取り便槽	限度額 120,000円	
合併処理浄化槽への転換に伴う宅内配管工事	単独処理浄化槽	限度額 330,000円	
	汲み取り便槽	限度額 330,000円	

## 問い合わせ先(担当部署)

環境水道課 環境衛生係	Tel0241-62-6140
舘岩総合支所振興課 農林建設係	Tel0241-78-3340
伊南総合支所振興課 農林建設係	Tel0241-76-7717
南郷総合支所振興課 農林建設係	Tel0241-72-2114



## ◆生活環境

## 住宅用太陽光発電システム等設置費補助金

## 事業の目的・趣旨

脱炭素社会の実現に向けて、二酸化炭素排出量削減を図り、地球温暖化対策を促進するため、住宅用太陽光発電システムなどを設置する方に対して補助金を交付する事業です。

## 支援の対象となる事業

町内にある自らの住宅（住宅の付帯構造物や住宅の敷地を含む。）に設置するシステム（太陽光発電、蓄電池、電気自動車等充給電設備）が対象です。

## 支援の対象者

町税などの滞納がない方で、次のいずれかに該当する方

- ①既に設置している太陽光発電システムと連携する、蓄電池システムまたは電気自動車等充給電設備を設置する方
- ②蓄電池システムまたは電気自動車等充給電設備と同時に、連携する太陽光発電システムを設置する方

## 支援の内容

区 分	補助金額	限度額
太陽光発電システム	最大出力 (kw) ×15,000 円 (千円未満切捨)	6万円
蓄電池システム	最大出力 (kw) ×15,000 円 (千円未満切捨)	6万円
電気自動車等充給電設備	定額 4万円	

## 問い合わせ先(担当部署)

環境水道課 環境衛生係	TEL0241-62-6140
館岩総合支所振興課 農林建設係	TEL0241-78-3340
伊南総合支所振興課 農林建設係	TEL0241-76-7717
南郷総合支所振興課 農林建設係	TEL0241-72-2114



## ◆生活環境

## 危険空き家等除却事業補助金

## 事業の目的・趣旨

適正に管理されていない状態から、倒壊や防犯上の問題など、地域の生活環境へ悪影響を及ぼす（恐れがある）町内の危険空き家などの、解体費用の一部を助成する事業です。

## 支援の対象となる事業

次の①②を満たす事業者が発注する工事が対象となります。

- ①町内に本店や営業所などがある法人、または町内に住所を有する個人事業主
- ②土木工事業、建築工事業、とび・土木事業の許可を受けた方、または解体工事業の届出をしている方

【次に該当する工事は対象外】

- ・条例に基づく「命令」を受けた空き家などの除却工事
- ・補助金の交付決定前に着手した工事
- ・他の制度の補助金などを受けようとする工事
- ・危険空き家などの一部を除却する工事
- ・昭和 56 年以降に建築された危険空き家などの除却工事

## 支援の対象者

町税などの滞納がない方で、次のいずれかに該当する方  
ただし、法人や権利者からの同意を得られない方は対象者外です。

- ① 危険空き家などの所有者
- ② ①の相続人（相続人が複数の場合は、全員の同意書が必要です。）
- ③ ①または②からの同意を得た方（同意書が必要です。）

## 支援の内容

【市町村民税非課税世帯】	補助対象経費の 2 / 3 以内	補助限度額 80 万円
【市町村民税課税世帯】	補助対象経費の 1 / 2 以内	補助限度額 50 万円
【行政区】	補助対象経費の 4 / 5 以内	補助限度額 100 万円

## 問い合わせ先(担当部署)

総合政策課 地域振興係	TEL0241-62-6210
館岩総合支所振興課 企画観光係	TEL0241-78-3330
伊南総合支所振興課 企画観光係	TEL0241-76-7715
南郷総合支所振興課 企画観光係	TEL0241-72-2900



## ◆生活環境

## 定住促進すまいる補助金

## 事業の目的・趣旨

定住と空き家の利活用を促進するため、町への定住を目的とした住宅の取得等に要する経費について補助金を交付する事業です。

## 支援の対象となる事業

事業名	区 分	事業費 (税抜き)	備 考	
定住住宅 取得事業	新築住宅取得	2,000 万円以上	土地代除く。	
	中古住宅取得	500 万円以上	土地代除く。	
		改 修	50 万円以上	取得の申請から 1 年以内
		除 却	100 万円以上	取得の申請から 1 年以内 同一敷地内の建替え。
空き家バンク 利用事業	取 得	200 万円以上	土地代含む。	
	改 修	50 万円以上	取得の申請から 1 年以内	
	除 却	100 万円以上	取得の申請から 1 年以内 同一敷地内の建替え。	
帰郷住宅 改修等事業	建 替 え	2,000 万円以上	解体費用含む。	
	改 修	50 万円以上		

## 支援の対象者

【共通要件】・対象住宅の登記簿の名義になる方であり、定住する意思があること。  
・町税等の滞納がないこと。

上記のほか、個別要件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

## 支援の内容

事 業 名	補助率	限度額
定住住宅取得事業	1/4	50 万円
空き家バンク利用事業・帰郷住宅改修等事業	1/2	50 万円

上記のほか、年齢や配偶者の有無、子ども的人数などの要件による補助金加算あり。

## 問い合わせ先(担当部署)

総合政策課 地域振興係	Tel0241-62-6210
館岩総合支所振興課 企画観光係	Tel0241-78-3330
伊南総合支所振興課 企画観光係	Tel0241-76-7715
南郷総合支所振興課 企画観光係	Tel0241-72-2900



## ◆生活環境

## 木造住宅耐震診断促進事業

## 事業の目的・趣旨

町内の住宅の所有者、賃借者又は購入予定者（法人を除く）が、自ら住む住宅の耐震診断等を希望する場合、町が耐震診断等を行う耐震診断者を派遣して耐震診断等を行う事業です。

## 支援の対象となる事業

町が耐震診断者を派遣し、次の業務を行います。

- ①耐震診断：地震に対する安全性を診断する。
- ②補強計画：耐震診断の結果を踏まえ、所有者、賃借者又は購入予定者（法人を除く）の生活に適した効率的な壁等の補強箇所の明示や概算工事費の算出を行います。

## 支援の対象者

町内の木造住宅で、次の要件に全て該当する方

- ①所有者、賃借者又は購入予定者（法人を除く）が自ら居住する住宅
- ②工事の着手が昭和56年5月31日以前にされた専用住宅又は併用住宅（住宅の用に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1以上あるもの）であること。
- ③在来軸組工法、伝統的工法、桝組壁工法等による、木造3階建て以下の戸建て住宅
- ④過去に耐震診断等を受けていない住宅

## 支援の内容

耐震診断等に係る申請者の費用負担は、一診断につき消費税に相当する額です。

## 問い合わせ先(担当部署)

建設課 建築営繕係 TEL0241-62-6230



## ◆生活環境

## 木造住宅耐震改修促進事業

## 事業の目的・趣旨

木造住宅の耐震化を促進し、町民の安全と安心を確保することを目的とし、住宅の所有者、賃借者又は購入予定者（法人を除く。）が行う耐震改修工事及び現地建替に要する経費の一部を助成する事業です。

## 支援の対象となる事業

次の要件を満たす住宅の耐震改修工事（耐震改修工事に直接関係の無い内外装工事等を除く。）及び避難路沿道に立地する同一敷地内での現地建替（耐震改修工事に要する費用相当額）とします。

- ①建築士法に規定する建築士の資格を有する者の設計及び監理によるもの。
- ②南会津町内に本店又は支店を置く施工者による工事とする。

## 支援の対象者

町内の木造住宅で、次の条件を全て満たす住宅を所有している方

- ①所有者、賃借者又は購入予定者（法人を除く。）が自ら居住する専用住宅又は併用住宅（住宅の用に供する部分の床面積が延床面積の2分の1以上あるもの。）であること。
- ②工事の着手が昭和56年5月31日以前であるもの。
- ③3階建て以下、在来軸組工法、伝統的工法、枠組壁工法等によって建築されたもの。
- ④建築基準法に違反していないもの。
- ⑤町が実施する「木造住宅耐震診断促進事業」による耐震診断をした結果、耐震基準を満たしていないもの。
- ⑥補助金の交付決定年度内に、耐震改修工事及び現地建替が完了するもの。

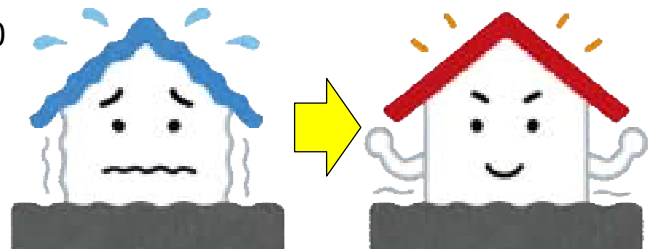
## 支援の内容

補助金の額は、次に掲げる工事の区分に従い、それぞれに定める額とします。

- ①一般耐震改修工事：対象工事費の10分の8以内の額（補助限度額140万円）
- ②簡易耐震改修工事：対象工事費の10分の8以内の額（補助限度額84万円）
- ③部分耐震改修工事：対象工事費の10分の8以内の額（補助限度額84万円）
- ④現 地 建 替：対象工事費の10分の8以内の額（補助限度額140万円）

## 問い合わせ先(担当部署)

建設課 建築営繕係 TEL0241-62-6230



## ◆生活環境

## ブロック塀等改修助成事業

## 事業の目的・趣旨

地震による避難路等に面するブロック塀等の倒壊を防止し、町民が避難する際の安全確保と安心を目的とし、ブロック塀等の改修工事に要する費用の一部を助成する事業です。

## 支援の対象となる事業

次の要件を全て満たす町内にあるブロック塀等の撤去・一部撤去・補強・造り替え工事を対象とします。

- ①避難路又は通学路に面する部分
- ②高さ1.2mを超えるもの。
- ③地震時に倒壊の恐れがある、又は安全性が確認できないもの。
- ④補助金の交付決定前に工事を着手していないもの。
- ⑤この事業又は他の事業の補助を受けていないもの。
- ⑥公共工事等の補償対象でないもの。
- ⑦売地や建物解体に関連した工事でないもの。
- ⑧工事完了後の塀が建築基準法等に規定される道路内に残らないもの。
- ⑨補助金の交付決定年度内に工事が完了するもの。
- ⑩自ら行う改修工事でないもの。

## 支援の対象者

次の条件を全て満たすブロック塀等の所有者又は管理者

- ①町税等の滞納が無い者
- ②国、地方公共団体、その他これらに準ずる団体ではない者

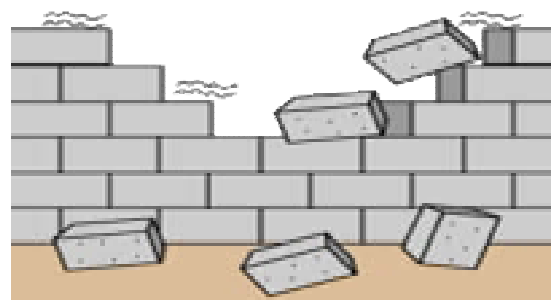
## 支援の内容

補助金の額は、次の工事の区分に従い、それぞれに定める額とします。

- ①ブロック塀等の撤去・一部撤去・補強工事  
実際に工事に要した費用と1m当たり5,000円を乗じた金額のいずれか低い金額の3分の2以内(補助限度額 15万円)
- ②造り替え工事  
実際に工事に要した費用と1m当たり42,000円を乗じた金額のいずれか低い金額の3分の2以内(補助限度額 28万円)

## 問い合わせ先(担当部署)

建設課 建築営繕係 TEL0241-62-6230



## ◆福祉・健康

## はり・きゅう・マッサージ等施術所利用者助成事業

## 事業の目的・趣旨

はり・きゅう・あん摩・マッサージまたは指圧の施術所を利用する高齢者に、その施術に要した費用の一部を助成することで、高齢者の経済的負担の軽減や健康保持増進を図ることを目的とした事業です。

## 支援の対象となる事業

町から指定を受けている施術所で、はり・きゅう・あん摩・マッサージまたは指圧の施術を受けた場合が対象になります。

## 支援の対象者

町に住所を有し、申請時の満年齢が70歳以上の方

## 支援の内容

施術所の利用助成券（1回あたり助成限度額：1,000円）を、申請月に応じて次のとおり交付します。

申請月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
交付枚数	12枚	11枚	10枚	9枚	8枚	7枚

申請月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
交付枚数	6枚	5枚	4枚	3枚	2枚	1枚

## 問い合わせ先(担当部署)

健康福祉課 社会福祉係	TEL0241-62-6170
舘岩総合支所町民課 住民係	TEL0241-78-3325
伊南総合支所町民課 住民係	TEL0241-76-7713
南郷総合支所町民課 住民係	TEL0241-72-2225



## ◆福祉・健康

## 温泉施設利用助成事業

## 事業の目的・趣旨

福祉団体が、町内の温泉施設を利用した際の費用の一部を助成することにより、心身の健康増進と福祉の向上を図ることを目的とした事業です。

## 支援の対象となる事業

福祉団体が町から指定を受けている温泉施設を利用した場合が対象になります。

## 支援の対象者

町民で組織する次の団体

「老人クラブ」「母子寡婦会」「心身障がい児（者）親の会」「手話の会」

## 支援の内容

温泉施設の利用助成券を交付します。（1団体あたり年度内5回まで。）

- ・入浴利用助成 ⇒ 入湯料金の半額
- ・客室利用助成 ⇒ 客室利用料の半額（1回あたり助成限度額：5,000円）

## 問い合わせ先(担当部署)

健康福祉課 社会福祉係	TEL0241-62-6170
舘岩総合支所町民課 住民係	TEL0241-78-3325
伊南総合支所町民課 住民係	TEL0241-76-7713
南郷総合支所町民課 住民係	TEL0241-72-2225



## ◆福祉・健康

## 元気でゆうゆう温泉等利用助成事業

## 事業の目的・趣旨

70歳以上の元気な高齢者に対して、町内温泉施設を利用する際の費用の一部を助成することで、心身の健康増進及び交流の促進を図ることを目的とした事業です。

## 支援の対象となる事業

町から指定を受けている温泉施設を利用した場合が対象になります。

## 支援の対象者

町に住所を有し、申請時の満年齢が70歳以上の方で、介護保険制度の要介護認定又は要支援認定を受けていない方

## 支援の内容

温泉施設の利用助成券（1回あたりの助成限度額：500円）を交付します。  
申請月に関わらず、年度ごとの交付枚数は次のとおりです。

- 対象者用 … 5枚交付
- 送迎者用 … 2枚交付

## 問い合わせ先(担当部署)

健康福祉課 社会福祉係	Tel0241-62-6170
舘岩総合支所町民課 住民係	Tel0241-78-3325
伊南総合支所町民課 住民係	Tel0241-76-7713
南郷総合支所町民課 住民係	Tel0241-72-2225



## ◆福祉・健康

## 高齢者にやさしい住まいづくり助成事業

## 事業の目的・趣旨

高齢者の自立した在宅生活の確立を図ることを目的に、自宅における転倒などの防止に係る住宅改修を実施する方に対し、その改修費用を助成する事業です。

## 支援の対象となる事業

転倒などにより、要介護または要支援状態にならないように実施する住宅の改修を対象とします。

## 支援の対象者

次の全てを満たした方

- ・要支援または要介護の認定を受けていない方
- ・65歳以上の方
- ・世帯非課税
- ・世帯に税等の滞納がない
- ・過去に当事業による補助を受けていない方

## 支援の内容

助成対象となる住宅改修費用の90%を助成します。  
※助成上限は135,000円です。

## 問い合わせ先(担当部署)

健康福祉課 介護保険係	Tel.0241-62-5050
舘岩総合支所町民課 住民係	Tel.0241-78-3325
伊南総合支所町民課 住民係	Tel.0241-76-7713
南郷総合支所町民課 住民係	Tel.0241-72-2225



## ◆福祉・健康

## 生活支援ショートステイ事業

## 事業の目的・趣旨

在宅の虚弱高齢者などで、日常生活上の支援などがあることで在宅生活が継続できる高齢者（要援助高齢者）を、一時的に特別養護老人ホームに入所していただき、同居家族などに代わって日常生活を援助することで、当該要援助高齢者や家族などの福祉向上を図る事業です。

## 支援の対象となる事業

## 【入所の要件】

- ・要援助高齢者を援助している家族が、疾病、出産、冠婚葬祭、事故、災害、出張、学校などの公的行事への参加のため、その家族において当該高齢者を援助できない場合
- ・要援助高齢者が単身世帯などで家族の援助を受けていない場合であって、一時的な体調不良などの事情により、一時的に宿泊を必要とする場合

## 支援の対象者

- ・町に住所を有し、おおむね65歳以上の要援助高齢者であって、介護保険における要介護認定で自立と認められる方
- ・または要介護認定を受けていないが明らかに自立と認められる方

## 支援の内容

特別養護老人ホームなどで、日常生活上のサービスを行います。

- ・利用日数：7日以内
- ・利用者負担：3,200円/日

## 問い合わせ先(担当部署)

健康福祉課 介護保険係	Tel0241-62-5050
舘岩総合支所町民課 住民係	Tel0241-78-3325
伊南総合支所町民課 住民係	Tel0241-76-7713
南郷総合支所町民課 住民係	Tel0241-72-2225



## ◆福祉・健康

## 自立支援ホームヘルプサービス事業

## 事業の目的・趣旨

身体が虚弱など理由で、日常生活に支障がある高齢者や一人暮らし高齢者にホームヘルパーを派遣し、日常生活自立のための家事援助や安否確認を行うことにより、健全で安らかな生活をおくるための援助を目的とした事業です。

## 支援の対象となる事業

身体が虚弱など理由で、日常生活に支障がある高齢者や一人暮らし高齢者が、日常生活自立のためにホームヘルパーの派遣を依頼する場合が対象です。

## 支援の対象者

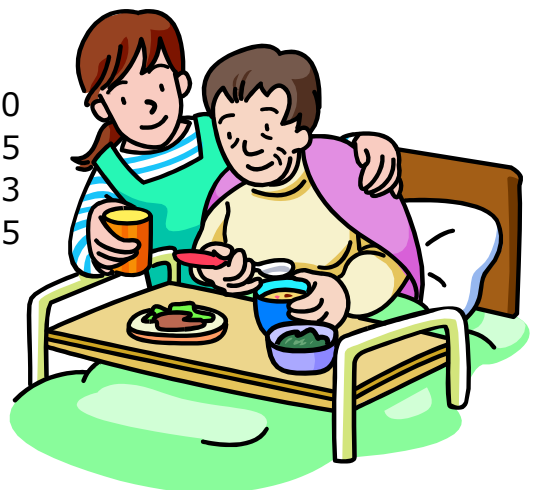
町に住所があるおおむね 65 歳以上の方で、身体が虚弱なため日常生活に支障がある高齢者や一人暮らし高齢者  
※介護保険法第 19 条に規定する要介護認定および要支援認定を受けた方を除く。

## 支援の内容

区 分	家 事	相談及び助言
内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調理</li> <li>・衣類の洗濯や補修</li> <li>・住居などの掃除や整理整頓</li> <li>・生活必需品の買物</li> <li>・関係機関との連絡</li> <li>・その他、必要な家事</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活や身上に関する相談（助言）</li> <li>・その他、必要な相談（助言）</li> </ul>
利用者負担額	1 時間につき 310 円	

## 問い合わせ先(担当部署)

健康福祉課 介護保険係      Tel0241-62-5050  
 舘岩総合支所町民課 住民係      Tel0241-78-3325  
 伊南総合支所町民課 住民係      Tel0241-76-7713  
 南郷総合支所町民課 住民係      Tel0241-72-2225



## ◆福祉・健康

## 車いす同乗軽自動車貸出事業

## 事業の目的・趣旨

自力歩行が困難な高齢者や障がいのある方などの外出支援を目的に、車いす同乗軽自動車を貸し出しする事業です。

## 支援の対象となる事業

自力歩行が困難な高齢者や障がいのある方などが、通院や買い物等で外出する場合が対象です。

## 支援の対象者

町に居住する高齢者や障がいのある方、またはその家族

## 支援の内容

- ①利用期間 原則1日以内（原則月4日以内）
  - ②利用時間 原則午前9時から午後4時まで
  - ③利用料等 車両の利用料は無料ですが、燃料費は利用者負担となります。
- ※利用にあたっては、利用希望日の1週間前までに申し込みください。

## 問い合わせ先(担当部署)

健康福祉課 社会福祉係	TEL0241-62-6170
舘岩総合支所町民課 住民係	TEL0241-78-3325
伊南総合支所町民課 住民係	TEL0241-76-7713
南郷総合支所町民課 住民係	TEL0241-72-2225



## ◆結婚・出産・子育て

## 縁結びサポーター事業

## 事業の目的・趣旨

結婚を希望するすべての方の出会いを応援するため、結婚希望者の悩み・相談や異性への紹介活動などを行う「縁結びサポーター」を配置し、結婚希望者と二人三脚で結婚までをサポートする事業です。

## 支援の対象者

町内在住の独身男女（年齢は問いません。）  
※町に移住予定の方も含みます。

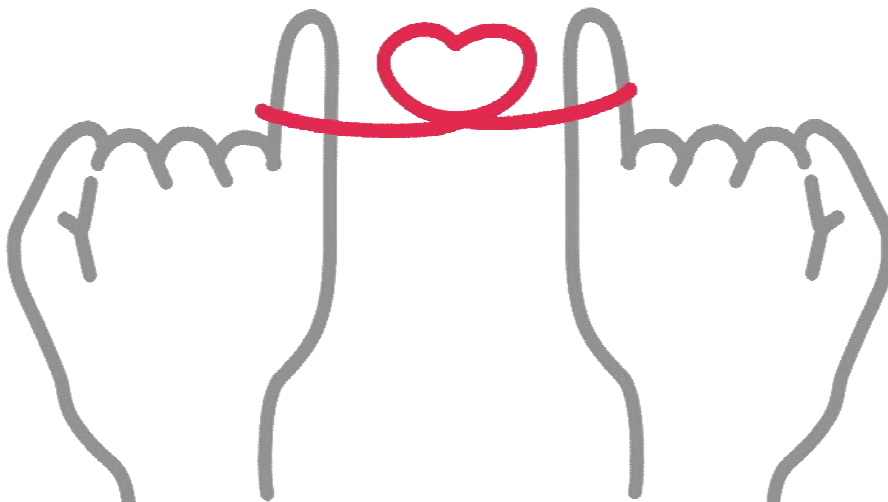
## 支援の内容

結婚相談に関する相談申込みをした方に対して、縁結びサポーターが次の事項についてサポートします。

- ①結婚に関する相談
- ②結婚希望者同士の橋渡し
- ③橋渡し後の結婚が成立するまで継続的な相談

## 問い合わせ先(担当部署)

総合政策課 企画政策係 TEL0241-62-6210



## ◆結婚・出産・子育て

**新 マッチングアプリ利用料補助金****事業の目的・趣旨**

結婚を望む独身の方の出会いを支援するため、インターネットマッチングサービスの利用料金に対して、補助金を交付します。

**支援の対象となる事業**

当該年度の4月1日から2月末日までの利用料金の一部を支援します。

**支援の対象者**

申請日に18歳以上（高校生を除く。）の独身者で、次のいずれの条件も満たす方

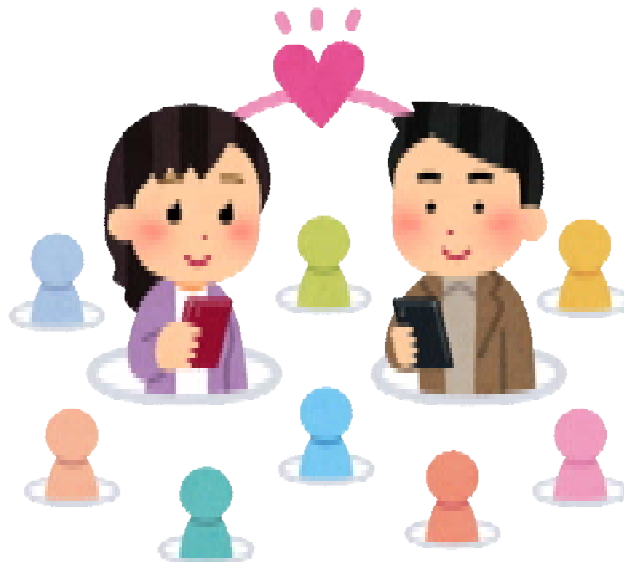
- ①町が指定するインターネットマッチングサービスを利用していること。
- ②町内に住所を有すること。
- ③町税等に滞納がないこと。
- ④暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に該当しないこと。

**支援の内容**

利用料金の1/2以内（上限15,000円、千円未満の端数切り捨て。）

**問い合わせ先(担当部署)**

総合政策課 企画政策係 Tel.0241-62-6210



◆結婚・出産・子育て

## 新婚生活エール事業

### 事業の目的・趣旨

結婚された方を祝福する思いを込めて、婚姻届を提出した夫婦へ交付金を交付します。

### 支援の対象者

次のいずれの条件も満たす夫婦

- ①婚姻届を提出した日から6か月以内であること
- ②申請時に、夫婦双方の住民票が本町にあること
- ③3年以上定住する意思を持って、本町に居住すること
- ④町税などを滞納していないこと
- ⑤過去に夫婦いずれも、本交付金の交付を受けていないこと

### 支援の内容

新婚夫婦1組につき5万円

### 問い合わせ先(担当部署)

総合政策課 企画政策係 TEL0241-62-6210



## ◆結婚・出産・子育て

## 妊娠・出産21プロジェクト事業

## 事業の目的・趣旨

核家族化が進み、地域とのつながりも希薄となる中で、孤立感や不安感を抱く妊婦や子育て家庭が増加しています。

そのため、これから出産・子育てする町民に対し、経済的支援と併せて妊娠から出産・子育てまで切れ目のない伴走型相談支援を充実させ、安心して子ども産み育てられる環境を提供します。

## 支 援 の 対 象 者

- I. 伴走型相談支援  
町内在住の全ての妊婦や主に0歳から2歳の乳幼児を養育する子育て世帯
- II. 妊婦のための支援給付金
  - 1回目：妊娠の届出をした、町内に住所を有する妊婦
  - 2回目：町内に住所を有する児童の養育者

※流産・死産・人工妊娠中絶等を経験した方、お子様を亡くされた方も申請いただけます。

## 支 援 の 内 容

- I. 伴走型相談支援
  - ①母子手帳交付時面談：出産までの見通しを立てる、マタニティお守りの配布
  - ②栄養士との面談：健康なマタニティライフのために、栄養バランスを考えた食事を指導
  - ③妊娠8か月面談：アンケートの実施及び希望者に対して面談を行い、産後の見通しを立てる
  - ④新生児訪問：全ての出産家庭へ訪問し、床上げ（産後21日）までの支援を強化
- II. 妊婦のための支援給付金
  - 1回目  
面談及びアンケート終了後の申請により、妊婦へ5万円を支給（口座振込）
  - 2回目  
アンケート及び面談後の申請により、出生した児童1人に5万円を支給（口座振込）

## 問い合わせ先(担当部署)

健康福祉課 子育て支援係 TEL0241-62-6170



## ◆結婚・出産・子育て

## 不妊治療費・不育治療費助成事業

## 事業の目的・趣旨

不妊症または不育症と診断された夫婦の経済的・精神的な負担の軽減を図ることを目的とし、不妊症または不育症を治療するための費用の一部を助成する事業です。

## 支援の対象となる事業

- ①医療保険各法が適用される不妊症または不育症の検査・治療
- ②医療保険各法が適用されない不育症の検査・治療

## 支援の対象者

次の全てを満たした夫婦

- ①法律上の婚姻をしている夫婦であること。
- ②夫婦ともに町に住所を有していること。
- ③不妊治療または不育治療が必要と医師に診断され、そのための検査や治療を受けていること。
- ④夫婦ともに町税などの滞納がないこと。

## 支援の内容

不妊治療または不育治療に要する費用のうち、自己負担額に相当する額を助成します。助成上限は一夫婦あたり年間 20 万円で、助成期間は 2 年度間です。

なお、この助成事業を受けて出産された方で、再度不妊治療を受ける場合は、助成額と期間がリセットされ、再度助成を受けることができます。

※以下の費用は対象となりません。

- ・入院時の差額ベッド代、食事代、文書料などの費用
- ・他の市町村からすでに助成を受けた費用
- ・転入前の不妊治療又は不育治療に要した費用

## 問い合わせ先(担当部署)

健康福祉課 子育て支援係 TEL0241-62-6170



## ◆結婚・出産・子育て

## 妊産婦医療費助成事業

## 事業の目的・趣旨

妊産婦に係る疾病の早期発見と治療を促進することで、安心して出産できる環境を整えるため、妊産婦の医療費を助成する事業です。

## 支援の対象者

町に住所を有する方で、妊娠証明書、若しくは母子手帳の交付を受けた妊産婦

## 支援の内容

## 【助成対象】

- ・ 保険適用の診療にかかる自己負担額

## 【助成対象期間】

- ・ 妊娠証明書若しくは母子手帳が発行された月の初日から、出産（流産・死産含む。）した翌月の末日まで。

## 【助成方法】

- ・ 「妊産婦医療費受給資格者証」を交付します。
- ・ 上記資格者証の提示により、県内医療機関での自己負担額の支払いは不要です。
- ・ 県外医療機関の受診など、一時的に自己負担額の支払いが必要となる場合がありますが、後日、申請することで助成が受けられます。

## 問い合わせ先(担当部署)

住民生活課 国保年金係	Tel0241-62-6120
舘岩総合支所町民課 住民係	Tel0241-78-3325
伊南総合支所町民課 住民係	Tel0241-76-7713
南郷総合支所町民課 住民係	Tel0241-72-2225



## ◆結婚・出産・子育て

## パパママ応援交付金事業

## 事業の目的・趣旨

子どもが生まれた家庭に対し、子どもの誕生を祝うとともに、子育てに頑張る保護者を地域で応援するため、10万円の地域商品券を交付します。

## 支援の対象者

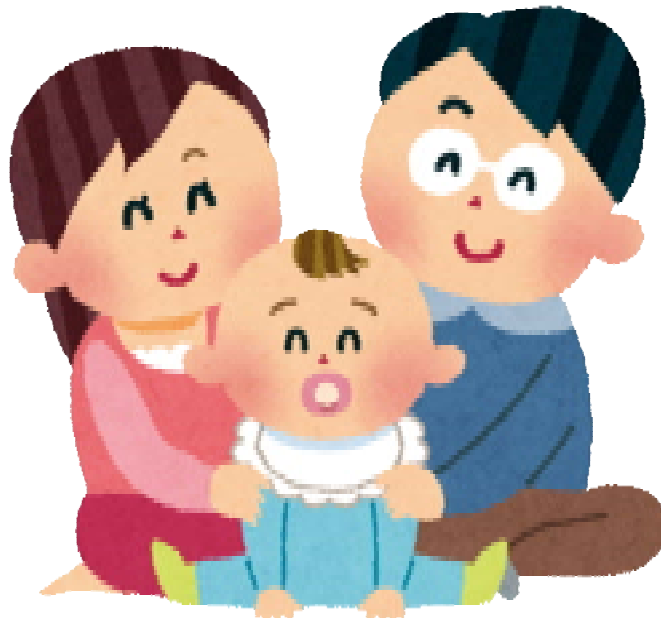
- ・ 出産の日以前から継続して1年以上、町に住所を有する方
  - ・ 父母などの保護者に町税などの滞納がないこと。
- ※ 出産の際に住所を有する期間が1年未満であった場合は、1年を経過した時点で申請することができます。

## 支援の内容

子どもの誕生時に、申請により10万円分の地域商品券を交付し、子育て家庭の生活に必要な経済的支援を行います。

## 問い合わせ先(担当部署)

健康福祉課 子育て支援係	TEL0241-62-6170
舘岩総合支所町民課 住民係	TEL0241-78-3325
伊南総合支所町民課 住民係	TEL0241-76-7713
南郷総合支所町民課 住民係	TEL0241-72-2225



◆結婚・出産・子育て

## 保育所入所応援助成金事業

### 事業の目的・趣旨

「0歳から2歳児まで」の子どもを保育所に出す保護者の経済的負担の軽減を図り、仕事と子育ての両立を支援するとともに、入所児童数が減少していく保育所の児童数確保につなげ、保育所への入所を促すことを目的とする事業です。

### 支援の対象者

0歳から2歳児の保育料無償化の対象とならない児童を保育所に入所させ、保育料を滞納なく納付している保護者

### 支援の内容

年間の保育料が確定したのち、保育料の負担割合に応じて、保育料の1/2が軽減となる助成金を交付します。

### 問い合わせ先(担当部署)

健康福祉課 子育て支援係 Tel0241-62-6170



## ◆結婚・出産・子育て

## ベビーシート等貸与事業

## 事業の目的・趣旨

乳幼児を持つ保護者にベビーシートなどを貸与することで、乳幼児を交通事故から守り、児童の健全育成と少子化対策を図ることを目的とする事業です。

## 支援の対象となる事業

道路交通法第71条の3第3項（幼児用補助装置の設置義務）に基づき、乳幼児にベビーシートなどを使用する場合を対象とします。

## 支援の対象者

町に居住する乳幼児の親または保護者

## 支援の内容

区 分	貸与期間（乳幼児の年齢）
ベビーシート	0～1歳
チャイルドシート	1～4歳
ジュニアシート	4～11歳

※在庫には限りがあります。

※希望される場合は、事前に下記担当部署までお問い合わせください。

## 問い合わせ先(担当部署)

住民生活課 消防交通係	TEL0241-62-6120
舘岩総合支所町民課 総務係	TEL0241-78-3320
伊南総合支所町民課 総務係	TEL0241-76-7711
南郷総合支所町民課 総務係	TEL0241-72-2111



## ◆結婚・出産・子育て

## 子ども医療費助成事業

## 事業の目的・趣旨

子どもたちの健やかな成長を支えるとともに、安心して子どもを産み、育てやすい環境づくりを進めることを目的に、18歳以下の子どもの医療費を助成する事業です。

## 支援の対象者

町に住所を有する0歳から18歳以下の子ども。

## 支援の内容

## 【助成対象】

- ・保険適用の診療にかかる自己負担額

## 【助成対象期間】

- ・18歳の誕生日以後の最初の3月31日まで。

## 【助成方法】

- ・「子ども医療費受給資格証」を交付します。
- ・上記資格証の提示により、県内医療機関での自己負担額の支払いは不要です。
- ・県外医療機関の受診など、一時的に自己負担額の支払いが必要となる場合がありますが、後日、申請することで助成が受けられます。

## 問い合わせ先(担当部署)

住民生活課 国保年金係	TEL0241-62-6120
館岩総合支所町民課 住民係	TEL0241-78-3345
伊南総合支所町民課 住民係	TEL0241-76-7712
南郷総合支所町民課 住民係	TEL0241-72-2224



## ◆結婚・出産・子育て

## 風しん予防接種等費用助成事業

## 事業の目的・趣旨

妊婦の風しん罹患と生まれてくる赤ちゃんの先天性風しん症候群の発生を防止するために、風しん予防接種等の費用の一部を助成する事業です。

## 支援の対象となる事業

抗体検査及び予防接種の各1回分の費用を対象とします。

## 支援の対象者

町に住所を有する妊娠を希望する女性とその夫、妊婦の夫

※風しんを罹患した方、予防接種歴のある方、妊娠中や現在妊娠している可能性のある女性は除きます。

## 支援の内容

- |                 |        |
|-----------------|--------|
| ①抗体検査           | 6,600円 |
| ②風しんと麻しんの混合ワクチン | 5,000円 |
| ③風しんワクチン        | 3,000円 |

※抗体検査結果によっては助成に該当しない場合があります。

## 問い合わせ先(担当部署)

健康福祉課 健康増進係	Tel0241-62-6180
舘岩総合支所町民課 住民係	Tel0241-78-3325
伊南総合支所町民課 住民係	Tel0241-76-7713
南郷総合支所町民課 住民係	Tel0241-72-2225



◆結婚・出産・子育て

## 子どもインフルエンザ予防接種費用助成事業

### 事業の目的・趣旨

インフルエンザの発病と重症化を予防するため、保護者の意思でインフルエンザワクチンの接種を受けた子どもに対して、予防接種費用の一部を助成する事業です。

### 支援の対象となる事業

毎年10月15日から翌年1月末日までに受けたインフルエンザ予防接種1回分の費用を対象とします。

### 支援の対象者

予防接種の接種日に、町に住所を有する満1歳から15歳以下の方

### 支援の内容

助成金：上限2,500円

### 問い合わせ先(担当部署)

健康福祉課 健康増進係	TEL0241-62-6180
舘岩総合支所町民課 住民係	TEL0241-78-3325
伊南総合支所町民課 住民係	TEL0241-76-7713
南郷総合支所町民課 住民係	TEL0241-72-2225



◆農林業

## 中山間地域等直接支払交付金

### 事業の目的・趣旨

農業生産条件の不利な中山間地域などで、集落などを単位に農用地を維持・管理していくための協定を締結し、協定に基づく農業生産活動などの事業に対して補助金を交付します。

### 支援の対象となる事業

集落協定に位置付けられた事業を対象とします。

(集落ぐるみの農業生産活動体制整備、水路・農道の整備、草刈など。)

### 支援の対象者

町と協定を締結し、農業生産活動などを5年間継続する集落

### 支援の内容

区 分		体制整備単価	基礎単価
田	急傾斜	21,000 円/10 a	16,800 円/10 a
	緩傾斜	8,000 円/10 a	6,400 円/10 a

### 問い合わせ先(担当部署)

農林課 農政係	TEL 0241-62-6220
舘岩総合支所振興課 農林建設係	TEL 0241-78-3340
伊南総合支所振興課 農林建設係	TEL 0241-76-7716
南郷総合支所振興課 農林建設係	TEL 0241-72-2113



## ◆農林業

## 環境保全型農業直接支払交付金

## 事業の目的・趣旨

農業の持続的発展と農業の有する多面的機能の健全な発揮を図るために、環境保全に効果の高い営農活動を支援する事業です。

## 支援の対象となる事業

地球温暖化防止や生物多様性保全などに効果の高い営農活動を支援します。

## 支援の対象者

複数の農業者、または複数の農業者と地域住民など、地域の実情に応じた方々によって構成される任意組織など。

※販売を目的に生産を行っていることが必要です。

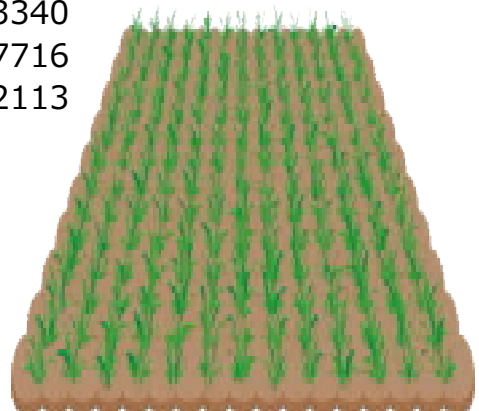
## 支援の内容

化学肥料・化学合成農薬の使用を、都道府県の慣行レベルから原則5割以上低減する取り組みと合わせて行う、次の対象取組を支援します。

対象取組	交付単価	備 考
有機農業	14,000 円/10a	そば等雑穀・飼料作物以外
	3,000 円/10a	そば等雑穀・飼料作物
堆肥の施用	3,600 円/10a	
緑肥の施用	5,000 円/10a	
総合防除	4,000 円/10a	そば等雑穀・飼料作物以外
	2,000 円/10a	そば等雑穀・飼料作物
炭の投入	5,000 円/10a	
地域特認取組	県が設定	県が別に定める取り組み。

## 問い合わせ先(担当部署)

農林課 農政係	TEL 0241-62-6220
舘岩総合支所振興課 農林建設係	TEL 0241-78-3340
伊南総合支所振興課 農林建設係	TEL 0241-76-7716
南郷総合支所振興課 農林建設係	TEL 0241-72-2113



## ◆農林業

## 農業等振興事業補助金

## 事業の目的・趣旨

町の重点振興作物（トマト・アスパラガス・リンドウ・カスミソウ・スターチス・カラー）の生産振興を図るため、種苗などや農業用資材の購入に要する経費に対して補助金を交付する事業です。

## 支援の対象となる事業

- ①種苗等支援事業
- ②農業用資材支援事業

## 支援の対象者

農業団体、営農集団、農業法人、認定農業者

## 支援の内容

- ①種苗等の購入経費の1/3を支援します。（新規栽培や増反の場合は2/3）
- ②ハウス被覆用ビニールや防草シートの購入経費の1/4を支援します。

## 問い合わせ先(担当部署)

農林課 農政係	TEL 0241-62-6220
舘岩総合支所振興課 農林建設係	TEL 0241-78-3340
伊南総合支所振興課 農林建設係	TEL 0241-76-7716
南郷総合支所振興課 農林建設係	TEL 0241-72-2113



## ◆農林業

## 新規就農者支援事業補助金

## 事業の目的・趣旨

新規就農者を確保するため、先進農家などで研修を受け、研修後も本町で重点振興作物を栽培する新規就農者に対して補助金を交付する事業です。

## 支援の対象となる事業

## ①研修業務補助金

町内で、新たに重点振興作物をおおむね 20 a 以上の栽培を目指す方の、研修期間中の生活安定を支援

## ②初度経営支援補助金

経営開始直後の経営安定のため、農業経営に要する経費（生活費以外）を支援

## ③重点振興作物栽培支援事業

新たに重点振興作物を 10 a 以上栽培する方の、機械や資材などの購入を支援

## 支援の対象者

新規就農者支援事業認定者、認定新規就農者

## 支援の内容

区分	補助金額	備考
研修業務補助金	月額 12 万円以内	原則年 6 か月以上 8 か月以内で最長 16 か月
初度経営支援補助金	年額 70 万円以内	最長 3 年間
重点振興作物栽培支援事業	補助対象経費の 8/10 以内 (限度額 160 万円)	・栽培初年度限り。 ・国や県などの補助事業に採択された事業費以外 ・国の経営開始資金の給付を受けている場合は限度額 80 万円

## 問い合わせ先(担当部署)

農林課 農政係	TEL 0241-62-6220
舘岩総合支所振興課 農林建設係	TEL 0241-78-3340
伊南総合支所振興課 農林建設係	TEL 0241-76-7716
南郷総合支所振興課 農林建設係	TEL 0241-72-2113



## ◆農林業

## チャレンジ農業支援事業補助金

## 事業の目的・趣旨

新たな高収益作物の導入や販売促進などで、農家所得の向上を目指す農業者の取り組みを支援する事業です。

## 支援の対象となる事業

新たな作物導入支援事業・販売力アップ支援事業

## 支援の対象者

農業者、農業法人、農業者で組織する団体で、次の要件を満たしていること。

- ①販売を目的に10a以上栽培すること。
- ②3年間継続して栽培すること。
- ③3年間の生産および販売計画を作成し、所得向上の見込みがあること。

## 支援の内容

区分		内容	補助率	上限
新たな作物 導入支援事業	種苗等支援	高収益作物の導入初年度の種苗購入経費	1/4	20万円
	機械・施設 等導入支援	高収益作物の導入初年度の機械・施設・設備の初期投資経費	1/3	80万円
販売力アップ支援事業		農産物の6次化、宣伝、販路拡大などに必要な経費	1/2	20万円

※高収益作物は、町重点振興作物を除く。

## 問い合わせ先(担当部署)

農林課 農政係	TEL 0241-62-6220
舘岩総合支所振興課 農林建設係	TEL 0241-78-3340
伊南総合支所振興課 農林建設係	TEL 0241-76-7716
南郷総合支所振興課 農林建設係	TEL 0241-72-2113



## ◆農林業

## 林業従事者応援事業

## 事業の目的・趣旨

林業従事者の担い手を確保するために、町外から新たに町内の林業事業体に就業した方の活躍を応援することを目的とします。

## 支援の対象となる事業

町内の林業事業体に就業することを条件に一時金を支給します。

## 支援の対象者

次の要件を全て満たす方

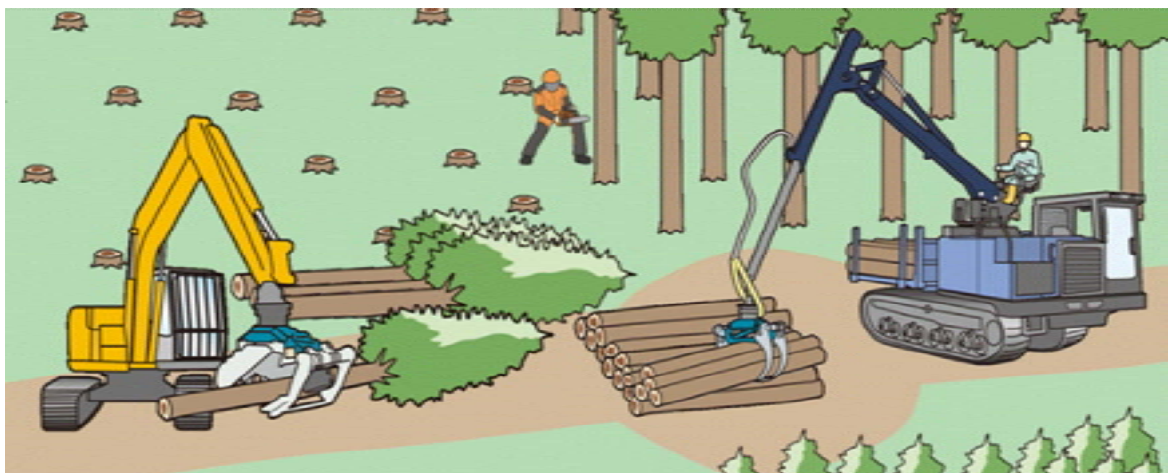
- ①申請日から6か月以内に町外から移住していること。
- ②町内の林業事業体に新たに就業していること。
- ③3年以上継続した業務が見込まれること。
- ④林業技術職員として業務に従事すること。
- ⑤就業を開始した時点の年齢が60歳以下であること。

## 支援の内容

1人につき50,000円/年（最大3年間）

## 問い合わせ先(担当部署)

農林課 林政係	TEL0241-62-6220
舘岩総合支所振興課 農林建設係	TEL0241-78-3340
伊南総合支所振興課 農林建設係	TEL0241-76-7716
南郷総合支所振興課 農林建設係	TEL0241-72-2113



## ◆農林業

## 町産材利用住宅促進事業補助金

## 事業の目的・趣旨

町産材の利用促進を目的とし、町産材を使用して住宅を建築する施主に対し、町産材の使用量に応じて補助金を交付する事業です。

## 支援の対象となる事業

- ①施主が町内の工務店などと工事契約（新築、増築、改築）を締結すること。
- ②建築する住宅が申請年度末日までに竣工し、引き受けができること。
- ③施主が建築する住宅の所有者で、竣工から5年以上居住すること。
- ④建築する住宅が専用住宅または併用住宅（専用住宅部分が1/2以上）であること。
- ⑤新築は5㎡以上、増築・改築は2㎡以上の町産材を使用すること。

## 支援の対象者

施主が町内に住民登録されているか、竣工後に速やかに住民登録を確約できる方

## 支援の内容

## 【申請期間】

第1次	4月下旬
第2次	5月中旬
第3次	7月上旬
第4次	10月上旬

※詳細はホームページなど  
でお知らせします。

## 【優先順位】 次の優先順位で補助決定します。

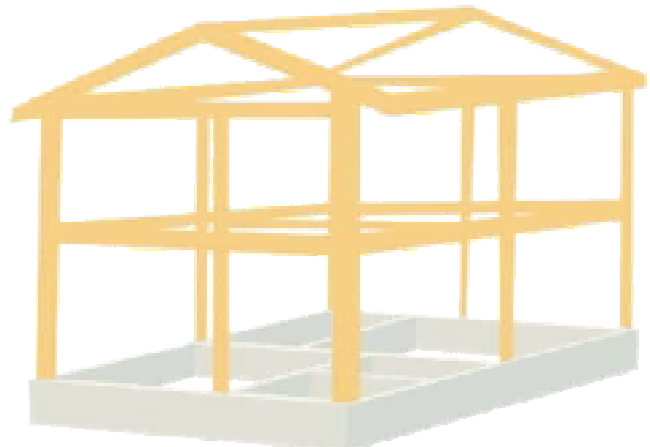
- ①町産材の使用量が多いもの。
- ②木材使用量に占める町産材使用量の割合が高いもの。
- ③新築
- ④増築
- ⑤改築

## 【補助金額】

区 分	補助金額	上 限	加 算 額
新築・増築・改築	町産材1㎡ 当たり5万円	1戸当たり 100万円	薪ストーブを1台以上設置の場合 20万円

## 問い合わせ先(担当部署)

農林課 林政係 TEL 0241-62-6220



## ◆農林業

## きとねイベント事業補助金

## 事業の目的・趣旨

木の町みなみあいづを発信する団体などの活動の活性化と、町内の森林資源の多くを占める広葉樹材などの普及促進を目的に、みなみあいづ森と木の情報・活動ステーション「きとね」で開催するイベントに必要な経費を補助します。

## 支援の対象となる事業

「きとね」で自主的に企画し実施するイベント事業のうち、次の要件を満たす事業を支援します。

- ①「きとね」の来館者の増加につながるイベント
- ②町内の森林に関係するイベント

## 支援の対象者

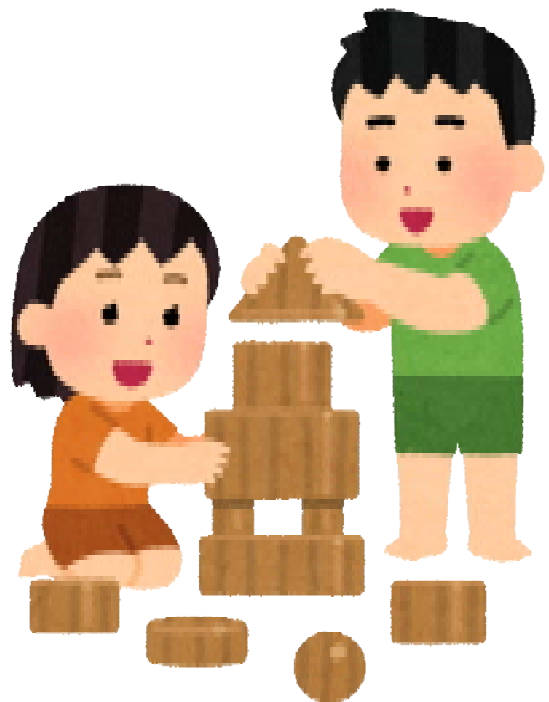
町内の団体または木育インストラクター

## 支援の内容

補助対象経費	補助率
報償費（講師謝金など）・旅費・人件費・消耗品費・燃料費 印刷製本費・保険料・通信費・備品費・委託料・使用料・賃借料	10/10 （上限10万円）

## 問い合わせ先(担当部署)

農林課 林政係 TEL 0241-62-6220



◆農林業

**新** 町産木質資源利用促進事業補助金

事業の目的・趣旨

木質燃料等を利用した設備を活用することにより、地球温暖化対策を推進し、森林資源の利活用を図るため、対象となる設備に使用する木質燃料等を購入する方に対して、その費用の一部を交付する事業です。

支援の対象者

次のいずれにも該当する方

- ①申請者が個人事業者の場合は、町内に住民登録をし、かつ町税等の滞納がない方
- ②申請者が法人の場合は、町内に事業所を有し、かつ町税等の滞納がない方
- ③町内施設に設置された木質バイオマス利用施設を対象とすること。
- ④木質燃料等の仕入れ先及び焼却灰処分先は、町内事業者であること。
- ⑤「暴力団等に該当しない旨の誓約書」に同意すること。

支援の内容

補助対象経費	補助率
木質燃料等購入経費、運搬経費、 焼却灰処分費	補助対象経費総額の 1/4 以内 (千円未満の端数は切り捨てる。)

問い合わせ先(担当部署)

農林課 林政係 TEL 0241-62-6220



## ◆その他

## 会津・野岩鉄道利用促進事業補助金

## 事業の目的・趣旨

会津・野岩鉄道に対するマイレール意識※を高めることを目的に、各種団体などが主催する鉄道の活性化や利用促進につながる事業に対して、補助金を交付します。

※マイレール意識とは、自らが地域の鉄道を守り育てていこうと自覚すること。

## 支援の対象となる事業

対象路線・区間		対象事業
①会津鉄道	西若松駅～会津高原尾瀬口駅	左記の路線を利用する企画事業
②野岩鉄道	会津高原尾瀬口駅～新藤原駅	
③只見線	西若松駅～会津若松駅 西若松駅～只見駅	①②の鉄道を利用し、かつ直通や乗り換えなどで③④の路線も利用する企画事業
④東武鉄道	新藤原駅～浅草駅 新藤原駅～東武日光駅	

## 支援の対象者

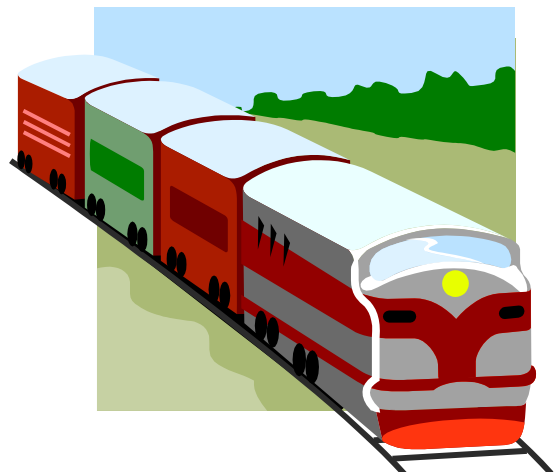
町民4人以上の団体やグループ

## 支援の内容

鉄道運賃(特急料金を含む。)の30%(限度額:1団体5万円)

## 問い合わせ先(担当部署)

総合政策課 地域振興係	TEL0241-62-6210
舘岩総合支所振興課 企画観光係	TEL0241-78-3330
伊南総合支所振興課 企画観光係	TEL0241-76-7715
南郷総合支所振興課 企画観光係	TEL0241-72-2900



## ◆その他

## 運転免許証自主返納者支援事業

### 事業の目的・趣旨

公共交通の利用促進と高齢者運転の事故防止を目的に、運転免許証を自主返納し、運転免許経歴証明書を交付された方に対して、町内の公共交通で利用できる共通利用券を交付します。

### 支援の対象となる事業

運転免許証を自主返納し、町内の公共交通（鉄道、バス、タクシー）を利用する場  
合が対象です。

### 支援の対象者

申請時の満年齢が65歳以上の方で、福島県公安委員会から運転免許経歴証明書を  
交付された方

### 支援の内容

町内の公共交通の共通利用券を、1回限り75,000円分を交付します。

- ※本人と配偶者のみ使用可能で、有効期限は交付年度から5年後の年度末です。
- ※有効期限を過ぎると使用できません。
- ※紛失などによる再発行はできません。

### 問い合わせ先(担当部署)

総合政策課 地域振興係	TEL0241-62-6210
舘岩総合支所振興課 企画観光係	TEL0241-78-3330
伊南総合支所振興課 企画観光係	TEL0241-76-7715
南郷総合支所振興課 企画観光係	TEL0241-72-2900



## ◆その他

## 奨学資金貸与事業

## 事業の目的・趣旨

経済的な理由により修学が困難と認められる、町出身の生徒や学生に対して奨学資金を貸与することで、教育の機会均等を図り、健全な社会の発展に資することを目的とした事業です。

## 支援の対象となる事業

高等学校、高等専門学校、短期大学、大学、大学院に在学することが条件です。

## 支援の対象者

次に掲げる生徒または学生

- ①町の出身者であり、保護者の住所が南会津町にあること。
- ②高等学校、高等専門学校、短期大学、大学、大学院に在学し、品行が正しく、学術に優れていること。
- ③経済的理由により修学が困難と認められること。
- ④町教育委員会が必要と認めた方

## 支援の内容

学校の種別	区分	貸与額
高等学校	国公立	月額 17,000 円 又は 30,000 円
	私立	月額 32,000 円
高等専門学校	—	月額 22,000 円
短期大学・大学・大学院	国公立	月額 37,000 円
	私立	月額 42,000 円
各種専門学校（2年以上の修業）	—	月額 32,000 円
医療関係技術者養成学校（看護師等）	—	年額 600,000 円

※貸与や返還に関する詳しい内容は、お問い合わせください。

## 【看護師等を目指す方】

原則として、卒業の月の6か月後から10年以内の返還ですが、次の全てを満たす方は返還が免除されます。

- ①看護師養成所などを卒業後、2年以内に正看護師免許を取得すること。
- ②正看護師免許取得後、5年以内に町内医療機関または福祉施設、社会福祉法人南会津会に看護師として就職すること。
- ③その後、引き続き10年以上当該業務に従事すること。

## 問い合わせ先(担当部署)

学校教育課 教育総務係 TEL0241-62-6300  
教育委員会分室 学校教育係 TEL0241-76-7718



## ◆その他

## スポーツ大会出場選手激励金

## 事業の目的・趣旨

オリンピック、パラリンピック、国際大会、国民スポーツ大会や、全国規模で実施される大会に出場する選手または団体（監督、コーチなどを除く。）に激励金を交付し、町のスポーツの普及・振興と技術の向上を目的とした事業です。

## 支援の対象となる事業

- ①オリンピック、パラリンピック
- ②国際大会
- ③国民スポーツ大会
- ④全日本・全国呼称の大会で国民スポーツ大会と同等の大会

## 支援の対象者

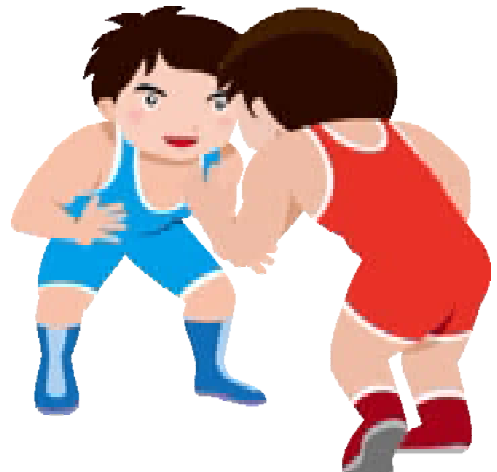
- ・町内に住所を有し、1年以上居住している方
- ・町内の学校に在籍している方
- ・町出身者で特に町長が認める方

## 支援の内容

区 分		激 励 金 の 額		
		個 人	団 体	
			対象者数	上 限
オリンピック・パラリンピック		100万円/人	100万円/人	1,000万円
国際大会	海外	10万円/人	10万円/人	100万円
	国内	5万円/人	5万円/人	50万円
国民スポーツ大会	予選あり	1万円/人	1万円/人	10万円
	選考・選抜	5千円/人	5千円/人	5万円
全日本・全国呼称の大会で 国民スポーツ大会と同等の大会	予選あり	1万円/人	1万円/人	10万円
	選考・選抜	5千円/人	5千円/人	5万円

## 問い合わせ先(担当部署)

生涯学習課 生涯学習係 TEL0241-62-5511



◆その他

## 各種大会等出場費補助金

### 事業の目的・趣旨

団体や個人が、各種大会などに代表として出場する経費について、補助金を交付する事業です。

### 支援の対象となる事業

社会教育や社会体育の分野で本町以外で開催される県大会以上の大会で、国、都道府県、都道府県教委、都道府県体育・スポーツ協会が主催・共催・後援する大会

### 支援の対象者

監督、各大会要項などに定められた登録選手、登録コーチ  
(引率責任者が対象となる場合もあります。)

### 支援の内容

対象事業費の1/2もしくは1/3を補助します。

### 問い合わせ先(担当部署)

生涯学習課 生涯学習係 Tel0241-62-5511



## ◆その他

## まちづくり出前講座

## 事業の目的・趣旨

町民の生涯学習活動の支援を目的とした事業です。

## 支援の対象者

原則 10 人以上で構成された団体などで、町内に在住・在勤・在学している方

## 支援の内容

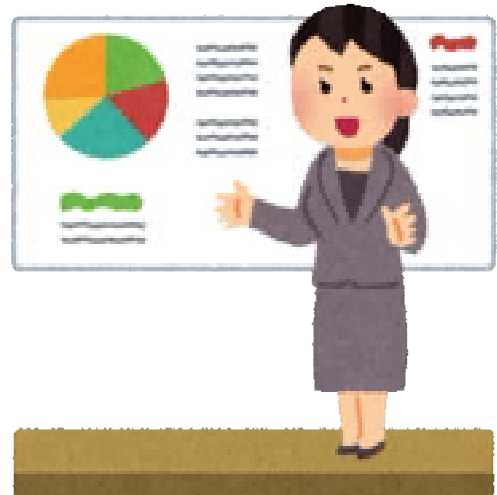
みなさんが知りたい内容を、次のメニューから選んでください。  
講師は町職員が務めます。

区 分	メ ニ ュ ー
行 政	「地域の広報紙づくり」「移住定住対策」「情報活用力講座」 「南会津町の家計簿」「認可地縁団体について」 「議会のしくみと役割について知ろう」
生 活	「くらしと税金」「交通安全教室」「消費者トラブル被害防止」 「防災出前講座」「支え、育む公共交通」「男女共同参画」
産 業	「町の観光振興」「商工業について」「ドローン講座」 「南会津町の林業」「南会津町の農業」
福 祉	「高齢者生活支援事業」「ここが知りたい介護保険」 「介護予防講座」「学ぼう・支えよう認知症」
環 境	「地球温暖化対策講座」「かんたんゴミの出し方」
健 康	「健康教室」「食生活改善教室」「変化するココロと体」 「考えよう食物アレルギー」
子 育 て	「すこやか子育て講座」「子どもの発達支援」 「子育て支援事業紹介」
歴史文化	「奥会津博物館講座」「図書館活用講座」

※各メニューの詳しい内容は、担当部署にお問い合わせください。

## 問い合わせ先(担当部署)

生涯学習課 生涯学習係 Tel.0241-62-5511



## ◆その他

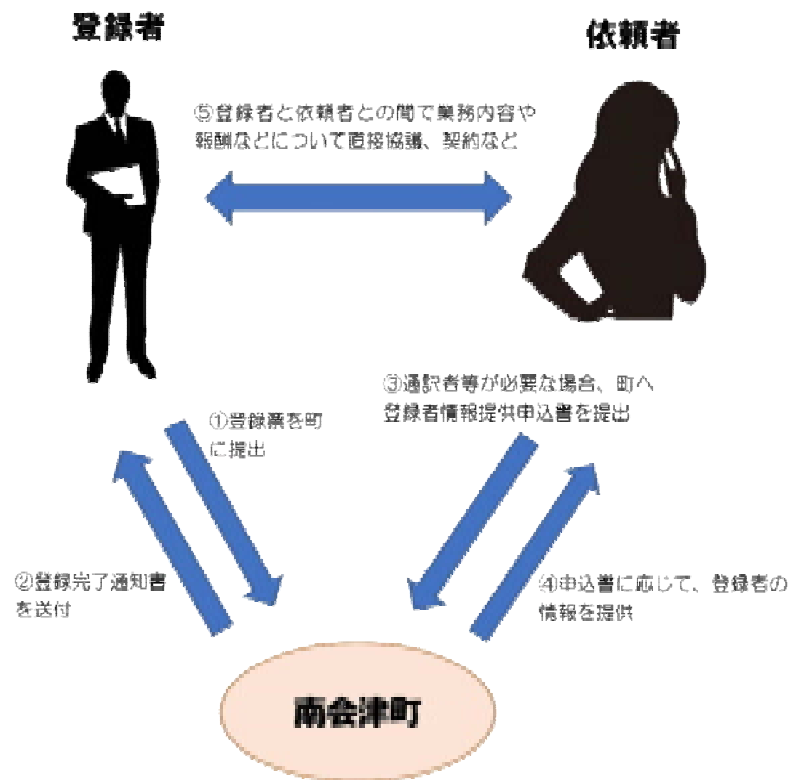
## 多言語パートナー登録制度

## 事業の目的・趣旨

通訳ができる方や、外国人支援に関わる活動に参加できる方を町に登録し、通訳者などの情報提供について依頼があった際に、登録者を紹介することで、地元人材の掘り起こしや活躍の場を提供し、地域住民と外国人との多文化共生に向けた町づくりを推進することを目的とした制度です。

## 支援の対象となる事業

町内での活動であること。



## 支援の対象者

登録者に関する情報の提供を希望する方で、登録者情報提供申込書を提出した方

## 支援の内容

多言語パートナーとして登録された方の情報を提供します。

## 問い合わせ先(担当部署)

商工観光課 観光交流係 Tel.0241-62-6200

◆企業支援・就労対策

## 中心市街地にぎわいづくり事業補助金

### 事業の目的・趣旨

町内の事業者などが連携して取り組む、中心市街地の活性化やにぎわいづくりに資するイベントなどの開催を支援し、まちなかのにぎわいを創出するとともに、住民が主体となったまちづくり意識の醸成を目的とする事業です。

### 支援の対象となる事業

補助対象者が主催する、中心市街地の活性化や地域振興の効果が見込まれるにぎわいづくりイベントであって、次のいずれかに該当する事業

- ①商店街組織などと共催する事業
- ②中心市街地に誘客が見込める事業
- ③異業種の交流および連携が図られる事業
- ④地域が活性化するための演出が図られる事業

### 支援の対象者

小規模事業者または中小企業者など、3者以上で構成するにぎわいづくりイベントのための共同事業体（実行委員会）とし、その構成員は次のいずれにも該当する方

- ①共同事業体を代表する事業者は、町内に事業所を有すること。
- ②暴力団の構成員でないこと。（暴力団員でなくなった日から5年が経過）
- ③共同事業体を代表する事業者は、町税などを滞納していないこと。

### 支援の内容

補助対象経費の2/3以内（限度額30万円、千円未満の端数は切捨て。）

### 問い合わせ先(担当部署)

商工観光課 商工振興係  
Tel.0241-62-6200



◆企業支援・就労対策

## 新規創業者支援事業補助金

### 事業の目的・趣旨

地域経済の活性化と雇用の場を創出するため、町内で新たに創業する方に対して、その経費の一部を助成する事業です。

### 支援の対象者

次のいずれにも該当する方

- ①町内に住所を有する 60 歳以下の町民
  - ②町内で週 4 日以上、1 日 4 時間以上営業し、3 年以上継続できる方
  - ③商工会の創業サポートを得られる方
  - ④町税等を完納している方
- ※U・I ターン者には特例あり。

### 支援の対象経費

- ①事業拠点の取得に要する経費（キッチンカー、トレーラーハウス等）※不動産を除く。
- ②機械及び装置
- ③工具、器具及び備品
- ④パンフレットの作成、ホームページの作成等、広告宣伝に要する経費
- ⑤経営、経理等の専門家への業務委託、相談に要する経費

### 支援の内容

補助対象経費の 2 / 3 以内

補助上限 100 万円（U・I ターン者は上限 120 万円）

（千円未満の端数は切捨て。）

### その他

空き店舗開業支援事業補助金との併用可

（新規創業者支援事業 + 空き店舗開業支援事業活用で、最大 300 万円補助）

### 問い合わせ先(担当部署)

商工観光課 雇用促進係	TEL0241-62-6200
舘岩総合支所振興課 企画観光係	TEL0241-78-3330
伊南総合支所振興課 企画観光係	TEL0241-76-7715
南郷総合支所振興課 企画観光係	TEL0241-72-2900



◆企業支援・就労対策

## 空き店舗開業支援事業補助金

### 事業の目的・趣旨

まちなかの賑わいを創出することを目的として、町内の空き店舗を利活用して新たに創業する方に対して、店舗の改修費の一部を助成する事業です。

### 支援の対象者

次のいずれにも該当する方

- ①町内に住所を有する町民（年齢要件はありません。）
- ②町内で週4日以上、1日4時間以上営業し、3年以上継続できる方
- ③商工会の創業サポートを得られる方
- ④町税等を完納している方

### 支援の対象経費

- ①空き店舗の改修費
  - ②建築附属設備の設置又は改修費
- ※町内事業者が施工するものに限りです。

### 支援の内容

補助対象経費の2/3以内  
 補助上限 100万円（中心市街地の空き店舗改修は上限 200万円）  
 （千円未満の端数は切捨て。）

### その他

新規創業者支援事業補助金との併用可  
 （新規創業者支援事業＋空き店舗開業支援事業活用で、最大 300万円補助）

### 問い合わせ先(担当部署)

商工観光課 商工振興係	TEL0241-62-6200
舘岩総合支所振興課 企画観光係	TEL0241-78-3330
伊南総合支所振興課 企画観光係	TEL0241-76-7715
南郷総合支所振興課 企画観光係	TEL0241-72-2900



◆企業支援・就労対策

## 経営拡大支援事業補助金

### 事業の目的・趣旨

町内でサービスの向上、事業の拡大、販路開拓等に積極的に取り組む事業者の方に対して、その経費の一部を助成する事業です。

### 支援の対象者

町内に主たる事業所を有し、商工会のサポートを得て積極的に事業に取り組む小規模事業者など。

### 支援の内容

区分	補助対象経費	補助率	限度額
事業の拡大、生産効率の向上等に供する事業	店舗等の改修経費	1/2以内	20万円
	設備等の導入経費	1/2以内	20万円
新商品・新製品開発事業	原材料費、工具、器具及び備品、外注加工費、システム構築費など。	1/2以内	20万円
製品等の販路拡大のための展示会等参加事業	展示会出展料、運搬費、広報費、旅費、宿泊費など。	1/3以内	県外:10万円 国外:20万円
経営改善、業態変更等に伴う専門家活用事業	専門家謝金、旅費	2/3以内	30万円

### 問い合わせ先(担当部署)

商工観光課 雇用促進係 TEL0241-62-6200  
 館岩総合支所振興課 企画観光係 TEL0241-78-3330  
 伊南総合支所振興課 企画観光係 TEL0241-76-7715  
 南郷総合支所振興課 企画観光係 TEL0241-72-2900



◆企業支援・就労対策

## 産業力強化支援事業補助金

### 事業の目的・趣旨

事業を拡大し、生産力の向上に積極的に取り組む製造業者等に対して、設備の投資経費の一部を助成する事業です。

### 支援の対象者

次のいずれにも該当する方

- ①町内で製造業等を営む中小企業等であること。
- ②商工会から推薦を受けていること。
- ③2人以上の従業員を有していること。
- ④町税等を完納していること。

### 支援の対象経費

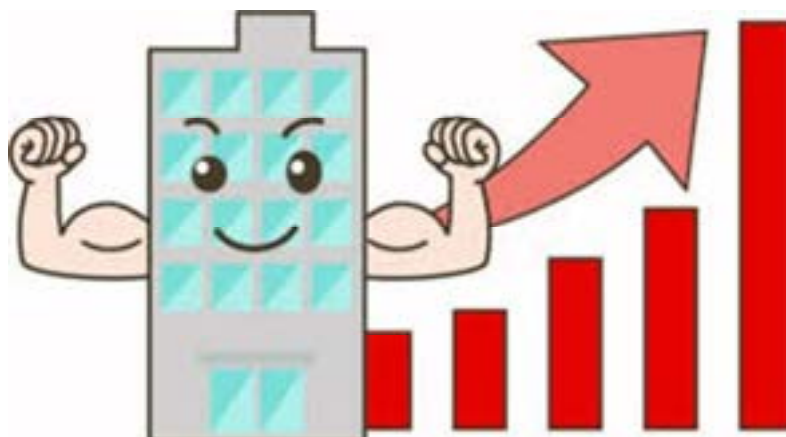
- ①建物附属設備の設置又は改修費
  - ②機械及び装置の取得及び設置費
  - ③工具、器具及び備品の取得費
- ※単なる更新や修繕費用は対象外となります。

### 支援の内容

補助対象経費の1/2以内（補助上限100万円、千円未満の端数は切捨て。）

### 問い合わせ先(担当部署)

商工観光課 雇用促進係 Tel0241-62-6200



◆企業支援・就労対策

**新** 資格取得支援事業補助金

事業の目的・趣旨

町内事業者の業務効率の向上及び人材育成を目的として、事業に必要な資格を従業員に取得させる事業者に対して、資格取得に要する経費の一部を助成する事業です。

支援の対象者

次のいずれにも該当する方

【事業所要件】

- ①町内で3年事業を営んでいること。
- ②雇用保険適用事業所であること。
- ③町税等を完納していること。

【従業員要件】

- ①60歳以下の町民であること。
- ②町税等を完納していること。



支援の対象経費

区分	対象経費
無人航空機（ドローン）操縦士資格取得に要する経費	○ 入学金、テキスト代、受講費用 ○ 学科試験費用、実地試験費用
除雪作業従事資格取得に要する経費	○ 身体検査費用 ○ 技能証明書交付手数料

支援の内容

補助対象経費の1/2以内（補助上限15万円、千円未満の端数は切捨て。）

その他

国や県など、他の同様の補助事業との併用不可

問い合わせ先(担当部署)

商工観光課 雇用促進係 TEL0241-62-6200  
 舘岩総合支所振興課 企画観光係 TEL0241-78-3330  
 伊南総合支所振興課 企画観光係 TEL0241-76-7715  
 南郷総合支所振興課 企画観光係 TEL0241-72-2900

◆企業支援・就労対策

## 新 事業承継奨励金

### 事業の目的・趣旨

町内中小事業者の持続的発展及び雇用の維持を図るため、事業承継計画を作成し、事業承継した後継者に奨励金を交付する事業です。

### 支援の対象者

事業承継・引継支援センター等のサポートを受けて、「事業承継計画」を作成し、事業のすべてを承継する方

### 支援の内容

奨励金 100 万円（U・I ターン者は 120 万円）

### 問い合わせ先(担当部署)

商工観光課 雇用促進係	TEL0241-62-6200
舘岩総合支所振興課 企画観光係	TEL0241-78-3330
伊南総合支所振興課 企画観光係	TEL0241-76-7715
南郷総合支所振興課 企画観光係	TEL0241-72-2900



◆企業支援・就労対策

## 企業立地促進奨励金

### 事業の目的・趣旨

町内に一定の投資額と雇用者を確保して立地した企業に奨励金を交付し、企業の定着と雇用の確保を目的とする事業です。

### 支援の対象となる事業

製造業、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット附随サービス業、道路貨物運送業、卸売業、自然科学研究所、小売業、飲食サービス業、生活関連サービス業

### 支援の対象者

区分	投下固定資産総額	新規常勤従業員	
			うち町民雇用
製造業	2,700万円以上	10人以上	2/3（7人）以上
製造業以外	2,000万円以上	5人以上	2/3（4人）以上

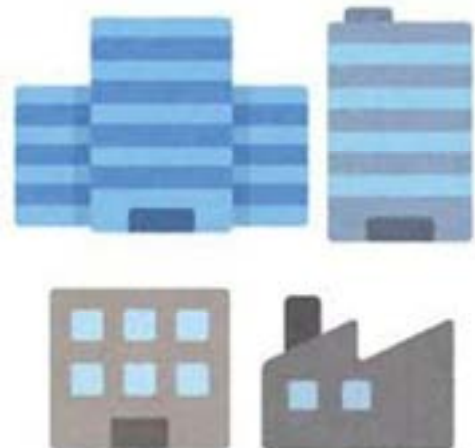
### 支援の内容

区分	助成内容	備考
企業立地奨励金	固定資産税の1/2相当額	
賃貸借奨励金	土地建物賃貸借料の1/2～1/3相当額を3年間	単年度限度額 100万円
雇用奨励金	新規雇用 1人月 5万円×12月	限度額 300万円 (5人を限度)

※上記、業種・条件により基準があります。

### 問い合わせ先(担当部署)

商工観光課 雇用促進係 TEL0241-62-6200



◆企業支援・就労対策

## 信用保証振興資金融資制度信用保証料補給金

### 事業の目的・趣旨

南会津町信用保証振興資金融資制度による融資の信用保証料を補給し、中小企業者の経営の安定を支援する事業です。

### 支援の対象となる事業

南会津町信用保証振興資金の融資を受けた中小企業者に対して、当該借入金の信用保証料を補給します。

### 支援の対象者

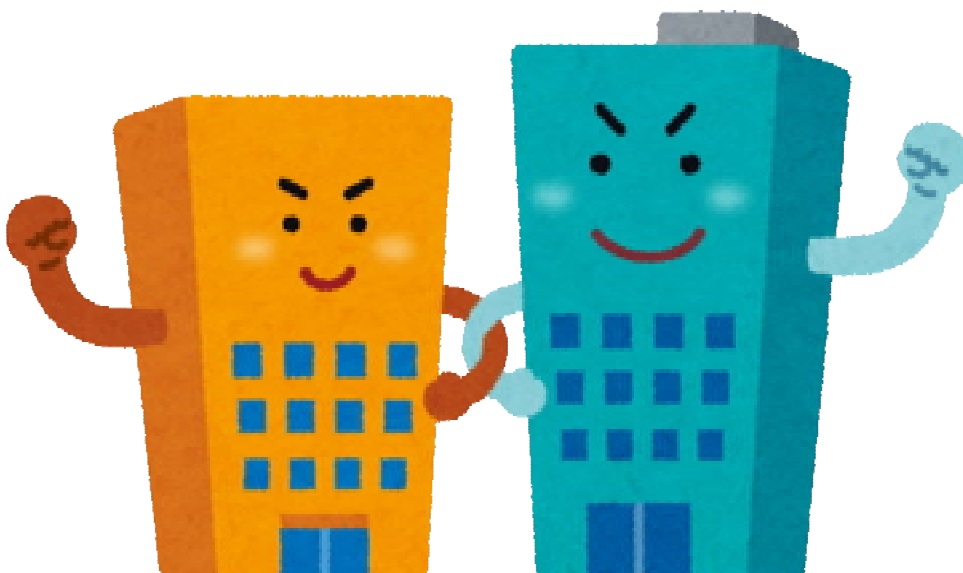
- ①町内に居住し、同一事業を引き続き1年以上営んでいる方で、借入計画が適当であると認められるもの。
- ②町税を完納している方。

### 支援の内容

信用保証料補給金の額は、振興資金借入に係る信用保証料に相当する額です。

### 問い合わせ先(担当部署)

商工観光課 商工振興係 Tel0241-62-6200  
 南会津町商工会 Tel0241-62-0329



◆企業支援・就労対策

## 林産業雇用促進事業補助金

### 事業の目的・趣旨

林産業に従事する次世代の人材の雇用を促進し、林業成長産業化を推進することを目的とする事業です。

### 支援の対象となる事業

技術職員を新たに雇用した林業事業体に補助金を交付します。

### 支援の対象者

次のいずれにも該当する林業事業体

- ①町税の滞納がないこと。
- ②新たに雇用した技術職員（以下「新規雇用者」という。）の契約期間に定めがなく、おおむね3年以上の雇用が見込まれ、かつ、週36時間以上の勤務であること。
- ③新規雇用者が町内に住所を有し、雇用開始日の年齢が60歳以下であること。
- ④新規雇用者が補助金の申請日までに健康保険、厚生年金、雇用保険、退職金共済制度に加入していること。
- ⑤新規雇用者が同一の林業事業体で過去に1年間以上の雇用履歴がないこと。
- ⑥新規雇用者が同様の業種<sup>\*</sup>において過去に1年間以上の職務履歴がないこと。
- ⑦補助金申請日に新規雇用者の雇用開始日から1年を経過していないこと。
- ⑧過去に同一の新規雇用者で、南会津町グリーンワーカー支援事業、南会津町林産業人材育成支援事業、雇用促進事業の補助金に該当していないこと。
- ⑨暴力団員による不当な行為の防止に関する法律に該当しないこと。

※⑥の「同様の業種」に関しては、担当部署までお問い合わせください。

### 支援の内容

新規雇用者数	雇用開始日の年齢	補助金額
1人につき	60歳以下	5万円×12月

### 問い合わせ先(担当部署)

農林課 林政係 TEL 0241-62-6220







## 令和8年度 集落・町民・企業支援ガイドブック

令和8年4月 発行

発行：南会津町

編集：総合政策課 地域振興係

〒967-8501 福島県南会津郡南会津町田島字後原甲 3531-1

TEL 0241-62-6210 FAX 0241-62-1288